

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び

(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業

環境影響評価準備書

説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

令和8年3月

横浜市



## 1. 準備書に関する説明会の開催及び準備書の概要に関する周知結果

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書(以下、「準備書」とします。)に関する説明会の開催、及び準備書の概要に関する周知結果は以下のとおりです。

### 1.1 各住戸等へのポスティング

令和8年1月15日(木)～24日(土)までに「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会開催のお知らせ」を各住戸等へのポスティングにより、表 1.1 及び図 1.1 に示す対象地域に配布しました。また、表 1.2 及び図 1.1 に示す対象地域以外の周知範囲についても、順次配布・掲示しました。

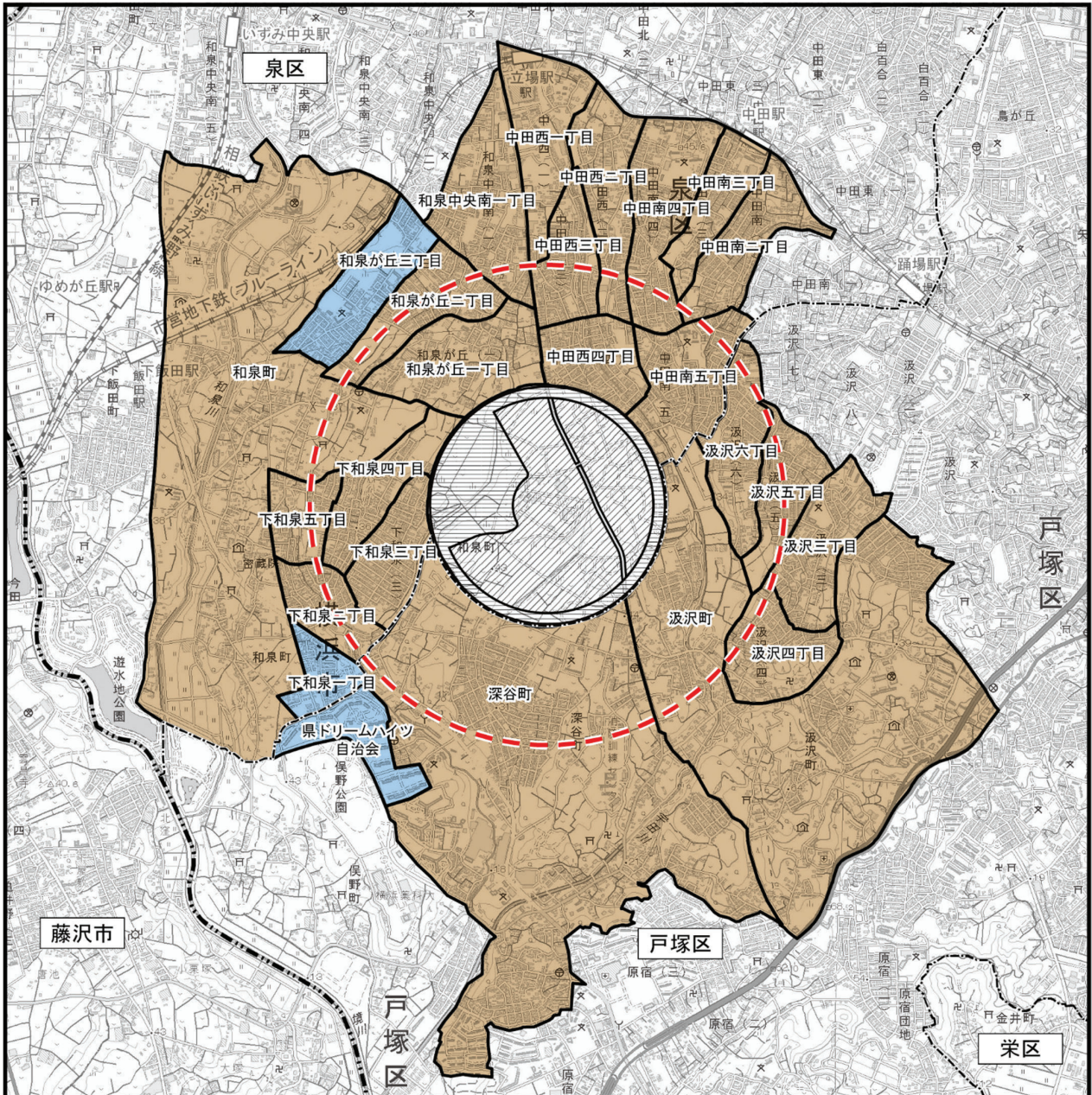
なお、対象事業実施区域外の周知範囲は、都市計画に関する説明会の周知範囲等を踏まえ、設定しました。

表 1.1 対象地域と準備書に関する説明会等のお知らせの配布部数

区名	町丁名	周知方法 (周知範囲)	配布・掲示部数	
戸塚区	深谷町	各住戸等への ポスティング	5,612 部	
	汲沢町		2,970 部	
	汲沢三丁目		947 部	
	汲沢四丁目		552 部	
	汲沢五丁目		597 部	
	汲沢六丁目		823 部	
泉区	和泉町		1,580 部	
	下和泉二丁目		475 部	
	下和泉三丁目		634 部	
	下和泉四丁目		493 部	
	下和泉五丁目		402 部	
	和泉が丘一丁目		749 部	
	和泉が丘二丁目		709 部	
	和泉中央南一丁目		1,030 部	
	中田西一丁目		714 部	
	中西西二丁目		759 部	
	中田西三丁目		633 部	
	中田西四丁目		624 部	
	中田南二丁目		946 部	
	中田南三丁目		648 部	
	中田南四丁目		1,142 部	
中田南五丁目	1,066 部			
合計			24,105 部	

表 1.2 対象地域以外の周知範囲

区名	町丁名	周知方法 (周知範囲)
戸塚区	県ドリームハイツ自治会	掲示板への掲示及び希望者への配布
泉区	下和泉一丁目	各住戸等へのポスティング
	和泉が丘三丁目	



凡 例

- : 対象事業実施区域（公園）
- : 対象事業実施区域（墓園）
- : 市 境
- : 区 境
- : 対象地域  
(準備書の内容について周知を図る必要がある地域)
- : 対象地域以外の周知範囲
- : 敷地境界から500m圏



0 250 500 1,000  
m

1:25,000

図 1.1 対象地域及び対象地域  
以外の周知範囲

## 1.2 横浜市ホームページへの掲載

令和8年1月15日（木）から令和8年3月2日（月）まで、横浜市ホームページに、準備書説明会開催のお知らせを掲載するとともに、以下の資料等を掲載しました。

- ・環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ（チラシ）：資料1
- ・説明会スライド：資料2
- ・説明会動画（スライドと同じ内容です。）
- ・説明会スライド読み原稿付き（スライドと同じ内容です。）

## 2. 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

### 2.1 説明会の開催状況

説明会は、表 2.1 に示す日時で計 4 回開催し、準備書の概要を参加者に説明しました。

表 2.1 準備書説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第 1 回	令和 8 年 2 月 6 日 (金) 19 : 00 ~ 20 : 30	泉区民文化センター テアトルフォンテ (泉区和泉中央南 5-4-13)	30 名
第 2 回	令和 8 年 2 月 7 日 (土) 10 : 30 ~ 12 : 00		35 名
第 3 回	令和 8 年 2 月 8 日 (日) 10 : 30 ~ 12 : 00	戸塚公会堂 (戸塚区戸塚町 127)	21 名
第 4 回	令和 8 年 2 月 9 日 (月) 19 : 00 ~ 20 : 30		16 名
合計			102 名

## 2.2 準備書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 2.2 (1) ～表 2.5 (2) に示すとおりです。整理にあたっては、発言順とし、項目欄を設けました。

表 2.2 (1) 準備書説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	説明資料では環状4号線との連絡道路だけが図面に描いてあり、環状3号線に全く触れていませんが、これからどのように考えていくのでしょうか。	今回は、都市計画手続きが進んでいる事業を対象として図示しています。環状3号線（側の連絡道路）は、都市計画の手続がこれからになるため、本準備書には反映していません。
B	その他	地下の設備について教えてほしいです。	国の資料や調査により、地下の防空壕跡や通信ケーブルを入れていた管路、通信塔等の基礎が残っていることが確認されています。横浜市でも現地確認に同行する等していますが、それ以外の地下施設は確認されていない状況です。今後、新たに発見された場合は、埋蔵文化財の所管部署等と協議の上、適切に対応していきます。
B	その他	今回の環境アセスメント調査は、地下のことは考慮されていないのでしょうか。戦争中にどんなものがあつたのか確認し、悪影響があるようなものがあれば排出したりする必要があると思います。	土壌汚染等については調査を実施しており、その結果を踏まえて環境影響評価を行っています。未知のところで確認された場合は、その都度、適切な対応を行います。
C	都市計画対象事業の計画内容	来園車両は駐車場の入退場について左折入場、左折退場を想定するとの表記がありますが、どのぐらいの規制を想定されていますか。看板等の周知にとどめるのか、センターラインに構造物を設置して右折入庫・右折出庫を防ぐのか、今の時点でイメージがあればお答えいただけないでしょうか。	駐車場の入口等には看板等を設置します。それでも侵入される場合は状況に応じて、必要であれば物理的な対策をする等、今後運用していく中で適切に対応していきます。 また、工事前の警察等との協議の中で、警察の指導を適切に反映していきます。

表 2.2 (2) 準備書説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	都市計画対象事業の計画内容	<p>「河川」及び「側溝等」は工事で暗渠等にして埋め込むということになりますか。対象区域外の河川はどうなりますか。</p> <p>対象区域内の P-1*から P-2*の河川になっているところも、塞がず、残すということでしょうか。</p>	<p>大きな三面張りのコンクリートの側溝については、上流部分で下水道管を繋ぎ、対象事業実施区域内の側溝は水が流れないようにします。ただ、もともと地下水が流れていた部分がある場合は、そこには有孔管を設置する等して、下流のほうに流すことを検討します。</p> <p>なお、対象区域外の河川について改変は行わない考えです。</p> <p>対象区域内の P-1*から P-2*の河川については無くなります。P-1*の所で下水管に繋ぎ、P-1*から P-2*に流れている水は流れないようにします。</p>
E	都市計画対象事業の計画内容	<p>P-1*から P-2*に水が流れなくなるのでしょうか。</p>	<p>P-1*から P-2*については、柵渠には水が流れなくなります。</p>
D	その他	<p>連絡道路について今回のアセスメントでは除外されていますが、この事業の工事が長期にわたるので、連絡道路が供用された場合は工事車両等も連絡道路を通行すると考えてよいのでしょうか。それが0期～3期のいつ頃かというのも分かれば教えてほしいです。</p>	<p>今回の予測では連絡道路を通ることは想定していません。また連絡道路の供用時期については都市計画の段階では完成時期が判断できません。</p>
E	都市計画対象事業の計画内容	<p>P-1*から P-2*の水がなくなるというのは具体的にどうなるのでしょうか。また、P-2*から下和泉住宅のほうに抜けている側溝の延長線上のところの水路は今後どうなるのでしょうか。</p>	<p>正式には決まっていますが、P-1*、P-2*に流れている水については、外周道路に下水道管を通して流し、P-2*の辺りでまた川に戻すような形で考えられています。</p> <p>P-2*から先については、今回の事業では改変を行いません。</p>

※ 説明会スライド p. 83 及び準備書「6.6 水質・底質」の p. 6. 6-5 に示す「図 6. 6. 1 公共用水域の水質・底質状況調査地点」の調査地点の名称。

表 2.2 (3) 準備書説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	都市計画対象事業の 計画内容	<p>P-1※辺りに集まった水を、ほかを通してP-2※に集めるということでしたが、P-2※のところはかなり水量が多くなるということが考えられますか。</p> <p>安全性のこと等が気になるので、今日お聞きしたことについて意見書を提出したいと思います。</p>	<p>P-2※の水量はほかから水を取り入れることはありませんので、特に多くなることはないと思います。</p>
F	施工計画	<p>通信隊の中を通して生活しているので、危ないこと等はないのか気になっています。また、今使っている生活道路はそのまま使えるのか知りたいです。</p>	<p>工事は3期に分けて段階的に実施し、工事エリアを避けた形で仮設道路を付け替えるなど、可能な限り生活に支障がないよう工事を進めたいと考えています。完成後は墓園、公園に通路ができるため、活用いただければと思います。なお、工事中に迂回路等を造った場合には、車の出入、歩行者と工事用車両が交錯するような場所は誘導員を配置し、安全第一で進めていきたいと考えております。</p>
E	都市計画対象事業の 計画内容	<p>外周道路の側道が設置されない区間はどうのような計画となりますか。</p>	<p>今後、現地を確認して現状を精査するとともに、周辺にお住まいの方々のご意見等も伺いながら、詳細な設計をします。現時点では詳細な計画が確定していない状況です。</p>
D	都市計画対象事業の 計画内容	<p>今外周道路に接続している道は、車が通れる道は車道につなげるのか、歩く道は歩道につなげるのか、場所ごとに判断されて、つなげない場合もあるのでしょうか。今ある道はすべて外周道路につながりますか。</p>	<p>外周道路の詳細は、今後具体的な計画を作成して、警察と協議をして決定していきます。</p>

※ 説明会スライド p. 83 及び準備書「6.6 水質・底質」の p. 6.6-5 に示す「図 6.6.1 公共用水域の水質・底質状況調査地点」の調査地点の名称。

表 2.2 (4) 準備書説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
B	都市計画対象事業の 計画内容	施設配置計画は、まだ決定ではないのか確認したいです。町内会では、野外音楽堂をつくってほしいという住民の意見があります。	今回の施設配置計画は、基本的にはお示しの形で検討しています。ただし、内部のしつらえについては、これから設計や測量を行い、地域の皆様とご相談しながら、具体的に決めていきたいと考えています。 野外音楽堂については見晴らしの丘付近に設置を検討しています。
G	都市計画対象事業の 計画内容	墓地の公園が近くにできるのが少し気になっています。俣野町にある「メモリアルグリーン」と同じ骨壺に入れるタイプのものでできると思ってよいのでしょうか。	墓園については、戸塚区の「メモリアルグリーン」の芝生型納骨施設と同様の形態、緑を配置した公園のような墓園のイメージを考えております。また、芝生型だけではなく、合葬式の納骨施設も「メモリアルグリーン」と同様の形態を想定しているところです。

表 2.3 (1) 準備書説明会（第 2 回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	都市計画対象事業の計画内容	<p>県道 402 号を改変するとしていますが、具体的な内容というのは誰が決めるのでしょうか。県道なので県の意向も関与するのでしょうか。土木事務所の関連も含めて教えてほしいです。また、今後どのような形になるか知りたいです。</p>	<p>深谷通信所区域内の県道 402 号については、公園区域と重なるため、公園整備の中で、歩道部分のセットバックや自転車道を公園内で利用できるように接続する等を今後検討し、安全に歩行できるような形にしたいと考えています。</p> <p>具体的な内容は、今後、土木事務所、交通管理者である警察と調整していくこととなります。</p>
B	施工計画	<p>東側にある狭い道路のような周辺の細い抜け道を工事車両が入ることはありますか。</p>	<p>工事車両は原則、生活道路といわれている細い道路には入らない形で整備していく予定です。</p>
C	その他	<p>通信隊の中に地下施設があったと聞いていますが、どのくらいの大きさで、危険物があるのか、どのくらいの規模で埋め立てるのか、事業内容が分かるのであれば教えてもらいたいです。また、調査結果はホームページ等で発表があるのでしょうか。</p>	<p>南関東防衛局の調査では、旧日本海軍が建設した防空壕跡、通信ケーブルを入れていた埋設管路等が確認されていますが、それ以外の地下室や地下の構造物等は確認されておりません。今後の調査で新たな施設が見つかった場合には、適切に対応していきたいと考えております。また、調査結果は、お知らせの必要があるものは発表していく考えです。事業に先立ち埋蔵文化財調査も実施しますので、そのようなものも公開することが考えられます。</p>
D	その他	<p>地下にかなり立派な施設があったと聞いています。この施設をそのまま埋めるのか、全部掘り出すのかを聞きたいです。</p>	<p>市及び国が現地や資料確認を行っていますが、地下へ通じる入口などは発見できていない状況です。今後、工事前の調査等で新たに発見された場合には、発見されたものに応じた対応を、安全を確保しながら工事を実施できるような形で検討します。</p>

表 2.3 (2) 準備書説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	都市計画対象事業の計画内容	公園橋の設置や外周道路、駐車場、外周道路との交差点の再整備について、現時点で分かる範囲の計画内容を知りたいです。	公園橋は、かまくらみちの東西を結ぶ歩道橋のようなものを整備する予定です。外周道路と駐車場については、駐車場は外周道路に沿って、1箇所にとまらず広域的に整備する予定です。交差点の再整備について、交差点の形状は、今後、警察や土木事務所と協議しながら詳細に設計していく予定であり、設計ができた段階でお示ししたいと考えています。
F	温室効果ガス	大規模な工事になりますが、周辺地域の気温に対する影響について検証していますか。工事に伴う気温変化はないと考えているのでしょうか。	気温の分析は直接行っていませんが、温室効果ガス排出量の観点で評価を行っています。事業としては、周辺環境に影響がないよう進めていく方針です。
G	施工計画	通信隊の中を通過して、かまくらみち沿いの3つのバス停を利用していますが、工事中も中を通行できますか。	工事は段階的に実施し、工事エリアに既存の通路が含まれる場合は、迂回路の整備等の対策を工事前の説明会等で周知しながら、安全にバス停を利用できるよう配慮して工事を進めます。
H	施工計画	整備工事の着手時期はいつ頃になりますか。	準備工事(0期)は、現時点では令和9年の早い時期の着手を目標としています。お示ししたスケジュールは現時点で想定したスケジュールのため、詳細なスケジュールについては節目ごとに、皆様にお知らせしたいと考えています。
I	都市計画対象事業の計画内容	外周道路の西側の具体的なイメージはありますか。	西側について、副道はありませんが、東側と同様のイメージとなります。道路設計の際には、沿道の皆様のご意見を取り入れながら配置等を検討していこうと考えています。

表 2.3 (3) 準備書説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
J	その他	今回の計画は市のホームページで見ることができますか。また、今後の工事の進捗状況もホームページ上で確認できますか。	本日お示しした準備書は市の環境アセスメントのホームページに掲載しています。今後についても、計画の内容、工事の内容についても、ホームページ等で情報を公開させていただきます。
I	その他	外周道路の歩道の植栽等について意見がある場合、3月2日までの意見書に書けば対応してもらえるのでしょうか。	意見書にご希望を記載いただいても問題ありませんし、道路局企画課で現在計画を担当しているため、道路局企画課に問い合わせいただいても大丈夫です。また、今後の手続きが進む中で、地域の皆様にご説明する機会もありますので、その際にご意見をあげていただいても構いません。

表 2.4 (1) 準備書説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	日本海軍の施設跡地ということで、重要な施設は地下にあるのではないかと思います。地下施設は現在どうなっていますか。	現地調査により、防空壕や地下ケーブル、アンテナの基礎等を確認しています。それ以外の地下空間は、資料・現地調査で確認されていない状況です。今確認されている構造物については、文化財としての検討も含めて適切な処置を行っていかうと考えています。また、今後新たなものが発見された場合には、その都度適切に対応していきます。
A	その他	もし戦争遺構のようなものがあれば、文化施設として残すことも検討してほしいです。	ご意見として承ります。
A	生物多様性（動物）	準備書の「注目すべき動物種」に記載の鳥類 18 種は、実際に調査した結果ですか。現地ではキジを見かけますが、なぜ含まれていないのですか。	ご質問に該当する表には、現地で調査し確認された注目種を載せています。「注目すべき動物種」は、現地調査結果を基に、環境省や神奈川県等の基準等を踏まえて選定したものです。キジは現地で確認されていますが、選定基準上、今回は対象外としています。ただ、注目すべき種を中心に、それ以外の動植物にも配慮して工事を進めていきます。
B	施工計画	工事用車両の走行ルートについて、赤線の環状 4 号の方からのルートが大型車両のルートという認識でよいでしょうか。	工事車両ルートは、工事用車両ルートと通勤時のルートに分けています。基本的には赤線が大型車両のルートですが、一部大型車が通勤時のルートを通る場合があります。なお、朝や夕方の混雑時間帯は大型車の進入を避ける計画としていきます。
B	対象事業 都市計画	かまくらみち（県道 402 号）の通信隊前後、北側・南側を拡幅する計画はあるのか教えていただきたいです。	かまくらみちの北側・南側について、今回の事業に合わせた改良は実施しません。

表 2.4 (2) 準備書説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	生物多様性 (動物)	キジのようにあまり飛ばない鳥は、今後どのような保護をするのか教えてほしいです。	キジについては、生息場所を移せるよう、工区を3段階に分けて実施する等、配慮しながら事業を進めていきます。
C	水質・底質	水質検査は何か所で、どの程度の検査をしたのか、確認したいです。深谷町側に、汚染されているような水が出てくる場所があります。また、井戸では異臭がします。場内の水が汚染されていないか、汚染土壌が区域内にあるということですが、周辺の環境の影響はあるのかどうか確認したいです。	<p>河川の水質については、P-1～P-4<sup>*</sup>の4地点で水質調査を実施しています。P-3<sup>*</sup>では、フッ素が基準値を上回った調査回がありました。継続的なものではなく、現状の水質調査では問題はないことを把握しています。また、一部、茶色の水が確認された地点があったため、水質を確認しましたが、鉄分による金気水の症状で、一般的な河川においても見られ、水質上の問題はありませんでした。</p> <p>湧水についてもわきみずの森で調査を実施しています。なお、事業として地下水の水質に影響を及ぼす工事は実施しない計画です。</p>
A	水質・底質	米軍使用後の土地ということで、PFASが土壌や水質から検出されていますか。	飲料水に対する数値基準はありますが、それ以外の基準がなく、今回の環境影響評価では、PFASの調査項目を設定していないため、調査は実施していません。今回の環境影響評価で実施した水質調査の項目においては、人体に影響を及ぼす数値は確認されていません。

※ 説明会スライド p. 83 及び準備書「6.6 水質・底質」の「図 6.6.1 公共用水域の水質・底質状況調査地点」の調査地点の名称。

表 2.4 (3) 準備書説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	施工計画	事業の着工時期はいつ頃で、完了はいつを目標としていますか。	現在都市計画手続及び環境影響評価を進めており、令和9年頃に手続を完了させようとしています。その後準備工事を4年間で想定し、令和13年頃から着手の目標としています。工事時期がずれる可能性もありますので、事業の節目ごとに皆様にお伝えできればと考えています。
E	都市計画対象事業の計画内容	墓園について将来使いたいと考えているので、計画内容について、どのような状況にあるのか教えてください。	墓園に関して、戸塚区にある「メモリアルグリーン」のような公園型墓園の整備を予定しています。芝生型納骨施設や合葬式の納骨施設として樹木型の納骨施設等、緑も含めた親しみやすい墓園を整備する計画です。区画数は芝生型約1万5千区画、合葬式約3万体を想定しています。詳細については今後検討していきます。なお、募集は供用開始前の年から、10年以上かけて募集する形にします。横浜市の広報等で募集方法等周知します。

表 2.5 (1) 準備書説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	地域社会	<p>来園車両ルートが青や黄色で想定されていますが、その根拠は何でしょうか。住民としては、周辺の住宅街の狭い道路を抜け道として使うのではないかと心配があります。来園者が住宅街の狭い道路を抜け道として使わないという保証はありますか。また、公共交通機関の利用を呼びかけるだけで、渋滞は起きないと考えているのでしょうか。</p>	<p>来園車両ルートについては、北側の立場方面、南側の深谷方面とも、現在はかまくらみちが主要な動線となっているため、予測や道路設計は、来園者が主要な県道や市道、幹線道路を利用する前提で行っています。</p> <p>供用後に危ない状況が確認される場合は、利用者に対して、ホームページ等による啓発を行うほか、土木事務所や警察と連携して対策を行います。</p> <p>また、事業に伴い事前に警察と協議を行っており、今後も実施設計の後、工事前に警察と改めて協議を行います。細い道路への流入が懸念される場合には、ホームページでの案内の他、来場者へのチラシ配布や交通安全運動を通じた啓発等により対応していきます。</p>
B	地域社会	<p>説明の中で、現状の交通量や、工事車両がどれだけ増えるのかといった数値が示されていません。お盆や墓参期に、どの程度車が増えるのか、数値的な評価はしないのでしょうか。工事の時にどれだけ増えるのか説明してほしいです。</p>	<p>準備書本体では、現況交通量及び工事中の交通量予測を数値で整理しています。詳細な数値については、準備書の縦覧資料で確認できるほか、数値が複数ありますので、個別説明も可能です。</p>

表 2.5 (2) 準備書説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	その他	<p>連絡道路は今回の調査対象外との説明ですが、公園完成までに整備されないと理解してよいのでしょうか。</p> <p>連絡道路ができる場合、車両台数等の数字が増えると思うが、追加調査を行うのか見通しについてわかる範囲で教えてほしい。</p>	<p>環状4号線の連絡道路については、本事業と一緒に都市計画をして進めていく計画ですが、道路延長等から環境影響評価の対象外としています。また、連絡道路は土地の確保ができていない公園・墓園事業と比較して、土地の買収、設計と時間がかかる事業となっており、現時点で完成時期はお示しできません。</p> <p>連絡道路ができれば、かまくらみちに集中している交通が環状4号線に分散されると考えられます。</p> <p>準備書では連絡道路ができていないという条件で予測を実施しています。</p> <p>連絡道路ができたときに予測をやり替えるということはいたしません。</p> <p>準備書の内容は学識経験の先生方に審議いただきます。</p>

表 2.5 (3) 準備書説明会（第 4 回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	都市計画対象事業の計画内容	公共交通機関の利用を推奨するとありますが、バスの便が減っているなど、公共交通機関の利便性が低い中で、多くの来園者が車で来ると思いますが、駐車場は足りるのでしょうか。駐車場はどのくらいの来場者を想定して用意されているのか聞きたいです。	駐車場については、公園では第 1 期で約 350 台、第 2 期で 150 台、第 3 期で 200 台、合計約 700 台を整備します。墓園では第 1 期で約 750 台を整備完了する計画としています。
B	都市計画対象事業の計画内容	墓園は何区画整備しますか。お盆等に 1 日何人ぐらい来る想定をしていますか。駐車場は足りるのでしょうか。	墓園は芝生型納骨施設を約 1 万 5,000 区画、合葬式納骨施設を約 3 万区分整備する計画です。駐車場台数は、この納骨施設の区画数から条例の基準により算出しています。なお、駐車場台数は戸塚区の「メモリアルグリーン」も参考に検討しています。「メモリアルグリーン」は常設と臨時の駐車場がありますが、墓参期も臨時駐車場を使用するような混雑はほとんどありませんでした。
B	生物多様性（動物）	現在生息しているタヌキやキジ等は、整備後も継続して生きていける環境なのでしょうか。	工事は 3 分割に分けて実施し、公園の広場や草地保護区等を整備しながら、生息場所を移行させる計画です。できる限り影響がない形で事業を進めていきます。



(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び  
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業  
環境影響評価準備書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

令和8年1月

「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」(以下、「公園整備事業」とします。)及び「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」(以下、「墓園整備事業」とします。)について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価準備書」(以下、「準備書」とします。)を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

## 1 準備書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

公園整備事業及び墓園整備事業の準備書は、下表のとおり縦覧及び閲覧を行います。準備書はどなたでもご覧になれます。

また、準備書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

### ■準備書の縦覧及び閲覧について

縦覧	期間	令和8年1月15日(木)から令和8年3月2日(月)まで ※土・日・祝日・休日を除く
	場所及び時間	<p>①みどり環境局環境保全部環境影響評価課(中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階) 時間:午前8時45分~午後5時15分</p> <p>②泉区 区政推進課 企画調整係 (泉区和泉中央北5丁目1番1号 泉区総合庁舎3階) 時間:午前8時45分~午後5時</p> <p>③戸塚区 区政推進課 企画調整係 (戸塚区戸塚町16番地17 戸塚区総合庁舎9階) 時間:午前8時45分~午後5時</p>
閲覧	開始予定日	縦覧開始日以降、下記図書館において準備が整い次第閲覧することができます。
	場所	<p>①横浜市 環境アセスメントのホームページ(みどり環境局環境保全部環境影響評価課) URL:<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html</a></p> <p><input type="text" value="横浜市 環境アセスメント"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>または、右の二次元コードより、ホームページにアクセスください。</p> <p>②横浜市中央図書館、泉図書館、戸塚図書館 (閲覧時間、休館日は各施設によって異なります。)</p>



### ■意見書の提出について

期間	令和8年1月15日(木)から令和8年3月2日(月)まで ※窓口への持参は土・日・祝日・休日を除く
提出方法	<p>A または B の方法で提出してください。</p> <p>A: 意見書用紙※に記入して、以下の提出先へ持参または郵送(当日消印有効)にて提出 提出先: みどり環境局環境保全部環境影響評価課(中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階) ※意見書の提出は、書面による提出(意見書の用紙、任意の用紙)又は電子申請により行うことができます。意見書用紙は、横浜市 環境アセスメントのホームページからダウンロードしていただくか、縦覧場所で入手してください。任意の用紙で提出する際は、提出者の住所、氏名及び電話番号並びに都市計画対象事業の名称((仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業)を記載してください。</p> <p>B: 横浜市 環境アセスメントのホームページ(みどり環境局環境保全部環境影響評価課)から電子申請で提出 URL:<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html</a></p> <p><input type="text" value="横浜市 環境アセスメント"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>または、右の二次元コードより、ホームページにアクセスください。</p>



## 2 説明会の開催

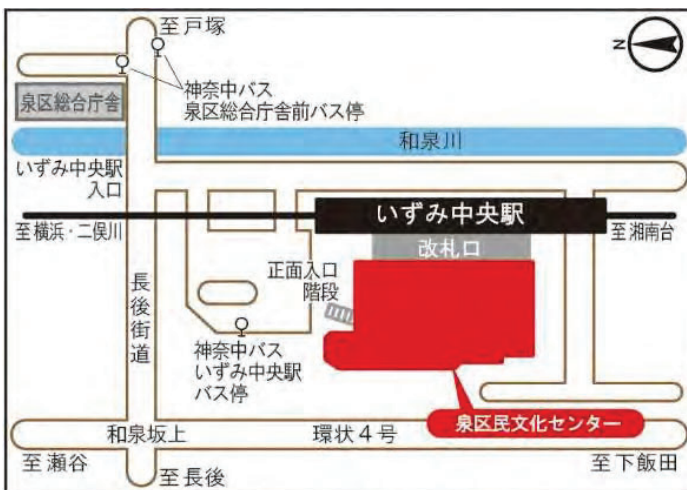
横浜市環境影響評価条例に基づき、以下のとおり説明会を開催します。

### ■ 日程及び会場について

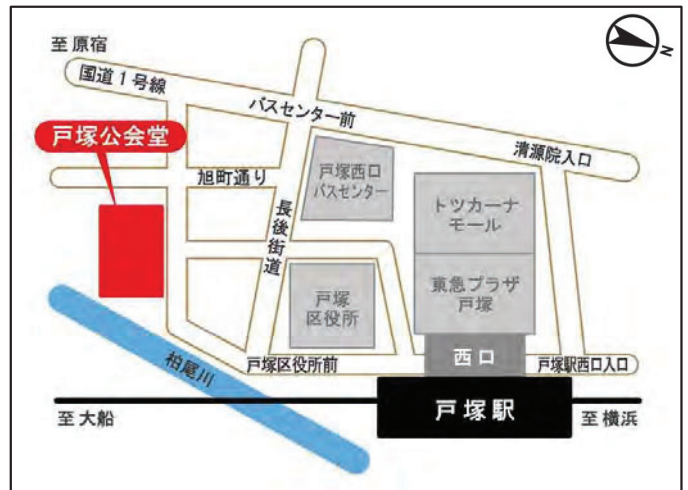
日程		会場	定員
2月6日(金)	午後7時～午後8時30分 【午後6時30分開場】	泉区民文化センター テアトルフォンテ (泉区和泉中央南5丁目4番13号)	先着300名
2月7日(土)	午前10時30分～午前12時 【午前10時開場】		
2月8日(日)	午前10時30分～午前12時 【午前10時開場】	戸塚公会堂 (戸塚区戸塚町127番地)	先着300名
2月9日(月)	午後7時～午後8時30分 【午後6時30分開場】		

・質疑等の状況により、終了時間が早まる場合があります。

#### 【泉区民文化センター】



#### 【戸塚公会堂】



### ■ 連絡事項

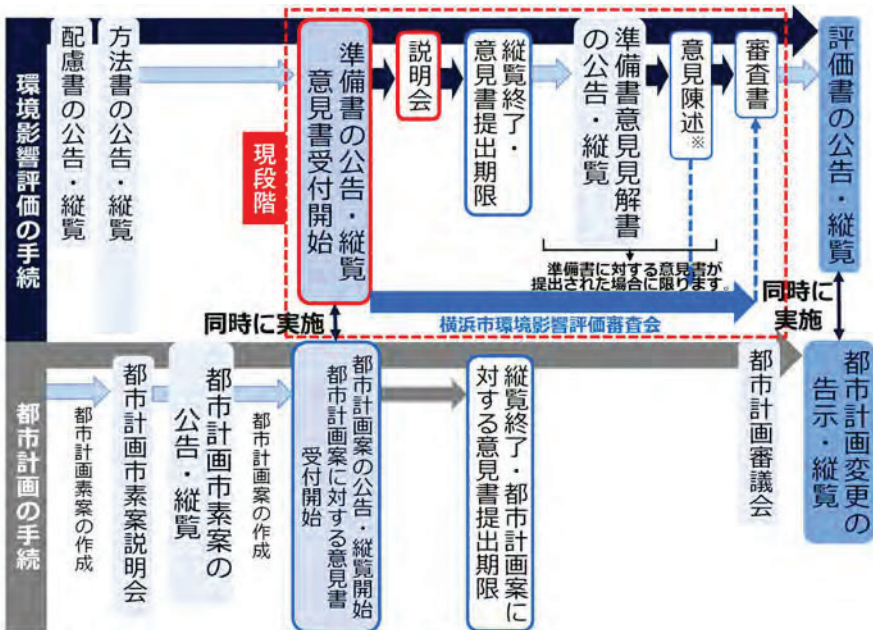
- ・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
- ・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
- ・各会場では、音声認識アプリを使用し、質疑応答のやりとり等をリアルタイムで文字表示します。表示をご覧になりたい方は、当日受付時にお申し出ください。
- ・ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

## 3 環境影響評価及び都市計画の手続の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴く等の手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は準備書の段階となります。

また、公園整備事業と墓園整備事業は対象事業実施区域が隣接していること等を踏まえ、「横浜市環境影響評価条例」第60条第1項に基づき、環境影響評価準備書時点から手続を併合し、準備書以降の図書を合冊します。手続の併合により、2事業による複合的な環境影響を予測・評価することで、地域への影響がより分かり易く示されるものとなります。

なお、環境影響評価の手続は、都市計画の手続と併せて行います。



＜配慮書＞

事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。

＜方法書＞

環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法等を記載したもの。

＜準備書＞

方法書等に基づき、環境への影響を調査・予測・評価した結果等を記載したもの。

＜準備書意見見解書＞

準備書に対する環境の保全の見地から、準備書に対して市民より提出された意見に対し、事業者の見解を記載したもの。  
(準備書に対する意見書が提出された場合のみ手続実施)

＜評価書＞

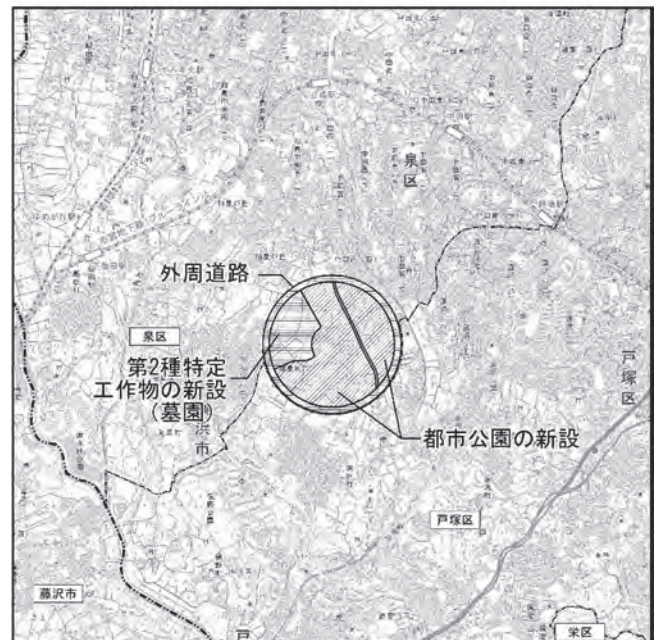
市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

※意見陳述は、対象地域内に居住する方、及び対象地域内に事務所又は事業場を有する方又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限り。）に限られます。意見陳述の手続は、準備書に対する意見書が提出された場合で、準備書意見見解書の縦覧期間中に対象市民等から意見陳述の申し出があった場合に行います。

## 4 都市計画対象事業の概要

公園整備事業及び墓園整備事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	
【都市計画決定権者】 横浜市	
【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10	
都市計画対象事業の名称	
(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業	
都市計画対象事業の種類、規模	
【公園整備事業】 運動施設、レクリエーション施設等の建設 ：都市公園の新設  (第 1 分類事業) 敷地面積 ：約 47.7ha 形質変更区域面積 ：約 47.7ha  ※公園整備事業全体の面積 ：約 47.7ha	【墓園整備事業】 運動施設、レクリエーション施設等の建設 ：第 2 種特定工作物の新設(墓園)  (第 1 分類事業) 第 2 種特定工作物の新設に係る面積 ：約 13.1ha (市街化調整区域)  ※墓園整備事業全体の面積 ：約 28.1ha ※外周道路：約 15.0ha
対象事業実施区域 横浜市泉区和泉町、中田町地内	



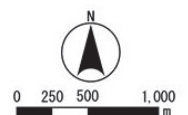
凡例

▨：対象事業実施区域(公園)

▨：対象事業実施区域(墓園)

---：市境

---：区境



## 5 都市計画対象事業の計画内容

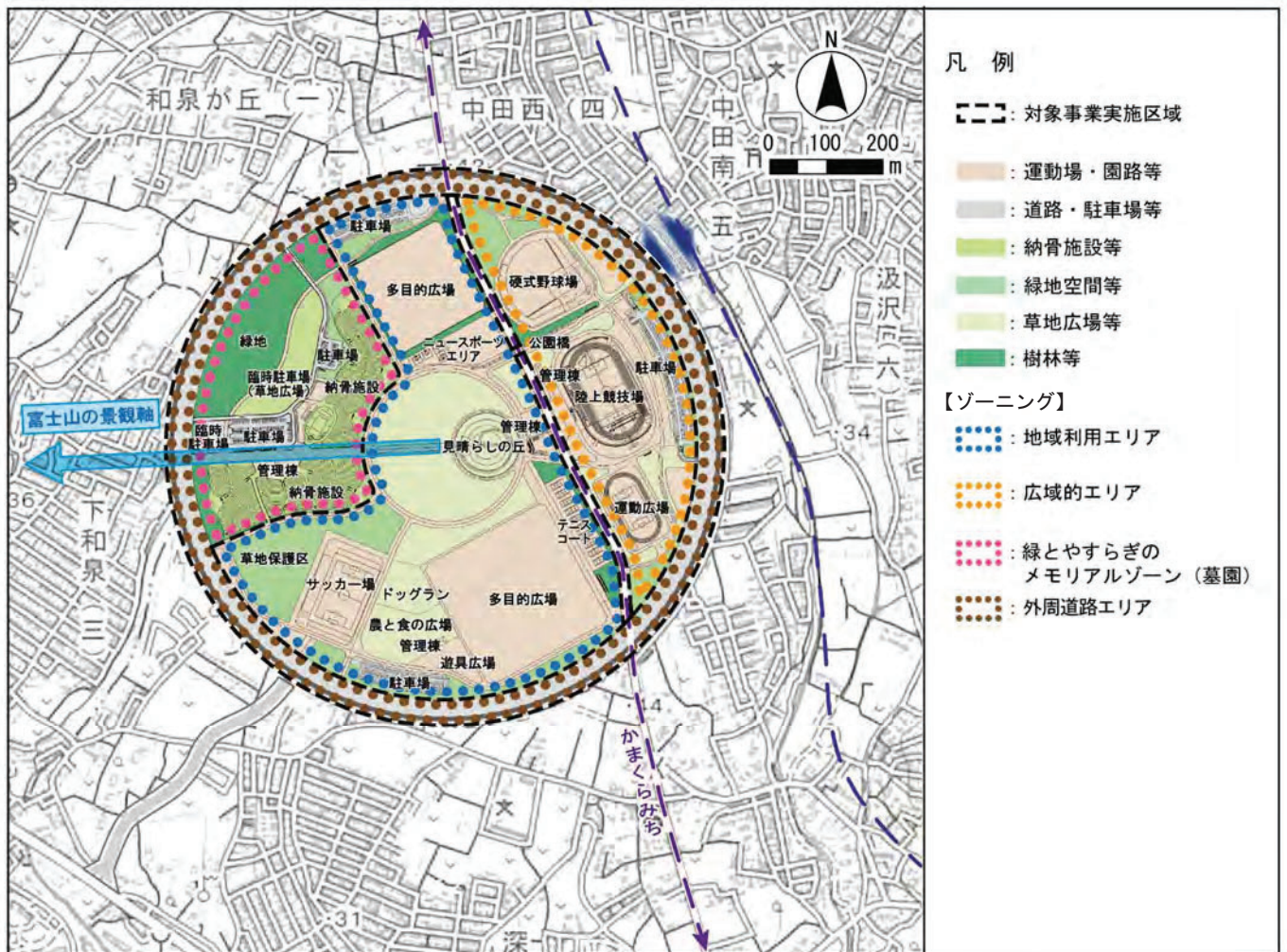
深谷通信所跡地の特性である広大な円形の空間を生かして、人と地域を災害からまもり、緑豊かな空間の中で、健康づくりに寄与する公園を中心とした、人々がふれあう活気のある空間の創出を目指します。

### テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』

- 市民が楽しみながら元気になる「健康・スポーツの拠点」をつくります。
- 「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます。
- 「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります。

#### ■施設配置計画

深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置し、市民が集う場とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、広域の市民も利用するスポーツ施設を配置します。さらにその外側には、地域ふれあい広場等、周辺地域の方々が日常的に利用しやすい施設を配置します。なお、施設や駐車場の種類、配置、数等は決定したものではなく、今後、詳細を検討します。

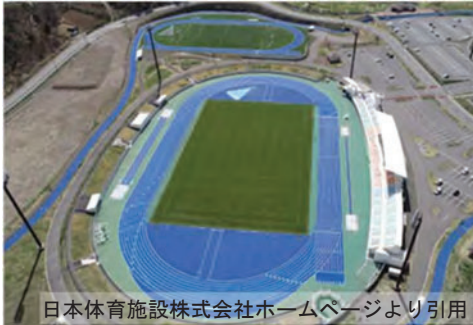


【資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市 平成30年2月）を基に加工して作成】

### 【配置計画 一公園整備事業一】

公園整備事業では、広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与する公園とするため、広域かつ地域の防災性向上に貢献するとともに、レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、文化活動等の様々な利用の拠点となる広場、施設及びスポーツ施設の整備を図っていきます。

広域的エリアは、市民やスポーツ団体の大会の会場等に利用できる広域の利用スポーツ施設を整備します。地域利用エリアは、地域住民や地域のスポーツ団体の練習場となる施設を整備するとともに、地域交流拠点となる広場やオープンスペース、貴重な草地環境等の自然豊かな環境の創出を行います。



日本体育施設株式会社ホームページより引用

イメージ：陸上競技場[手前]・運動広場[奥]



イメージ：多目的広場



イメージ：見晴らしの丘

### 【配置計画 一墓園整備事業一】

墓園整備事業では、公園と一体的な緑の保全・創出を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園の整備を計画しています。広場のような解放感がある芝生型納骨施設や市が永年で管理し継承や将来の管理に心配がいらぬ合葬式納骨施設を整備します。

墓園整備事業の対象事業実施区域の外周部には、車道や歩道機能に加え、健康づくりにも寄与する外周道路を配置します。また、広域的な利用が想定される墓園は、交通利便性等を考慮して配置し、住宅地から県道 402 号（阿久和鎌倉）のバス停への歩行者動線に配慮する等、土地利用状況等にも配慮して計画しています。



メモリアルグリーン（戸塚区俣野町）

イメージ：芝生型納骨施設



メモリアルグリーン（戸塚区俣野町）

イメージ：合葬式納骨施設



メモリアルグリーン（戸塚区俣野町）



※ かまくらみちの東側（現道がある範囲）のみ配置予定としています。

イメージ：外周道路の横断構造図

【出典：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市 平成 30 年 2 月）】

## ■今後のスケジュール

深谷通信所跡地の全体面積が約 75.8ha と大規模であるため、公園及び墓園整備事業は、段階的に工事に着手し、完成した場所から部分的に供用できるよう、おおむね3段階に分けて段階的な計画・整備を行います。

公園及び墓園整備事業は、都市計画手続き終了後、準備工事として4年間程度の着工準備期間を経て、各種施設の整備に着手します。

公園整備事業は、早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、整備工事着工後15年程度で全面供用開始を想定しています。墓園整備事業のうち墓園は、整備工事着工後概ね5年程度での工事完了を想定し、墓園整備事業のうち外周道路は、整備工事着工後15年程度で全線供用開始を想定しています。

	準備工事(第0期)	整備工事(第1期)	整備工事(第2期)	整備工事(第3期)
	4年間程度	着手～5年程度	着手後6年～10年程度	着手後11年～15年程度
公園	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用
墓園		整備	供用	供用
外周道路	着工準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用

## ■工事工程

公園及び墓園整備事業は、都市計画決定手続き終了後、準備工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用します。

工事種別	準備工事(第0期)	整備工事(第1期)					整備工事(第2期)					整備工事(第3期)				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
公園整備	基盤整備工															
	園路広場工															
	施設整備工															
	植栽工															
	建築工															
	公園橋工															
墓園整備	基盤整備工															
	園路広場工															
	施設整備工															
	植栽工															
	建築工															
外周道路整備	基盤整備工															
	植栽工															

## ■工事用車両ルート

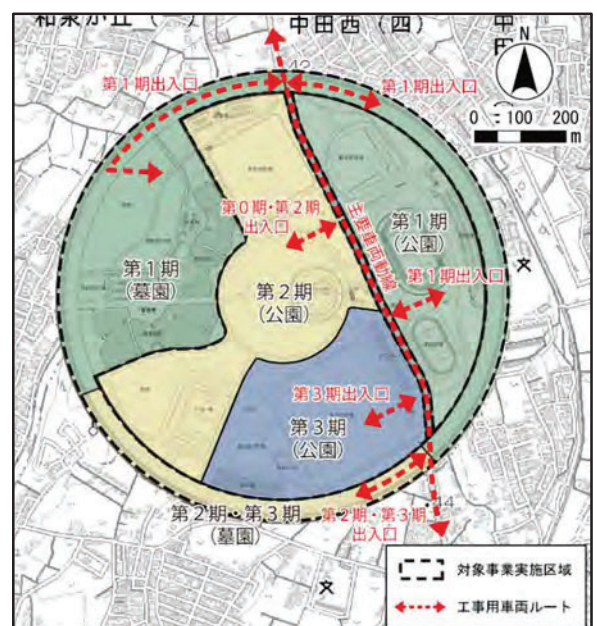
原則として、県道402号(阿久和鎌倉)を出入口としたルート(主要車両動線)を利用します。

工事用車両は、右折及び左折による入退場を予定しています。なお、第0期の工事用車両ルートは、公園整備事業第2期のルートと同様のルートと予定しています。

## ■工事時間帯

工事の作業時間及び作業休止日は、原則として以下に示すとおりです。

作業時間：午前8時00分から午後5時00分まで  
 作業休止日：土曜日、日曜日、祝日



【工事用車両ルート】

## 6 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を17項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	環境影響要因 細目	工事中			供用時		
			建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在		施設の供用 来園車両等の走行
						利用の変化	施設の存在・土地	
地球環境への負担の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	—	○	○	—	—	—
		生物多様性	動物	○	—	—	○	—
植物	○		—	—	○	—	—	
生態系	○		—	—	○	—	—	
身近な自然環境の保全・再生・創造	水循環	地下水位及び湧水の流量	○	—	—	○	—	—
		河川の形態、流量	○	—	—	○	—	—
		海域の流況	—	—	—	—	—	—
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—
		産業廃棄物	○	—	—	—	○	—
		建設発生土	○	—	—	—	—	—
	大気質	大気汚染	○	○	○	—	—	○
	水質・底質	公共用水域の水質	○	—	—	○	—	—
		公共用水域の底質	○	—	—	—	—	—
		地下水の水質	○	—	—	○	—	—
	土壌	土壌汚染	○	—	—	—	—	—
	騒音	騒音	—	○	○	—	—	○
	振動	振動	—	○	○	—	—	○
	地盤	地盤沈下	○	—	—	○	—	—
	悪臭	悪臭	○	—	—	○	—	—
	低周波音	低周波音	—	—	—	—	—	—
	電波障害	テレビジョン電波障害	—	—	—	—	—	—
	日影	日照阻害	—	—	—	—	—	—
		シャドーフリッカー	—	—	—	—	—	—
風害	局地的な風向・風速	—	—	—	—	—	—	
安全	土地の安定性	—	—	—	—	—	—	
	浸水	—	—	—	—	—	—	
	火災・爆発	○	—	—	○	—	—	
	有害物漏洩	○	—	—	○	—	—	
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	—	—	—	—	—	—
		交通混雑	—	—	○	—	—	○
		歩行者の安全	—	—	○	—	—	○
	景観	—	—	—	○	—	—	
	触れ合い活動の場	—	—	○	○	—	○	
文化財等	文化財等	—	—	—	—	—	—	

〔凡例〕 ○：選定した項目 —：選定しない項目

## 7 予測及び評価並びに環境の保全のための措置の概要

### ■ 温室効果ガス

		予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要																																						
(建設機械の稼働) 工事中		<p>環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>区分</th> <th>燃料</th> <th>CO<sub>2</sub>排出量(tCO<sub>2</sub>/期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0期</td> <td rowspan="3">建設機械</td> <td rowspan="3">軽油</td> <td>286.15</td> </tr> <tr> <td>公園整備事業</td> <td>3,306.59</td> </tr> <tr> <td>墓園整備事業</td> <td>1,034.31</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計(公園及び墓園整備事業)</td> <td>4,340.90</td> </tr> <tr> <td colspan="3">総計</td> <td>4,627.05</td> </tr> </tbody> </table>	事業	区分	燃料	CO <sub>2</sub> 排出量(tCO <sub>2</sub> /期間)	第0期	建設機械	軽油	286.15	公園整備事業	3,306.59	墓園整備事業	1,034.31	合計(公園及び墓園整備事業)			4,340.90	総計			4,627.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。</li> <li>建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用します。</li> </ul>																		
	事業	区分	燃料	CO <sub>2</sub> 排出量(tCO <sub>2</sub> /期間)																																					
第0期	建設機械	軽油	286.15																																						
公園整備事業			3,306.59																																						
墓園整備事業			1,034.31																																						
合計(公園及び墓園整備事業)			4,340.90																																						
総計			4,627.05																																						
(工事用車両の走行) 工事中		<p>環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>区分</th> <th>燃料</th> <th>CO<sub>2</sub>排出量(tCO<sub>2</sub>/期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第0期</td> <td>大型車類</td> <td>軽油</td> <td>993.7</td> </tr> <tr> <td>小型車類</td> <td>ガソリン</td> <td>64.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>1,058.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公園整備事業</td> <td>大型車類</td> <td>軽油</td> <td>5,460.8</td> </tr> <tr> <td>小型車類</td> <td>ガソリン</td> <td>564.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>6,025.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">墓園整備事業</td> <td>大型車類</td> <td>軽油</td> <td>1,093.3</td> </tr> <tr> <td>小型車類</td> <td>ガソリン</td> <td>103.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>1,196.5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">総計</td> <td>8,280.7</td> </tr> </tbody> </table>	事業	区分	燃料	CO <sub>2</sub> 排出量(tCO <sub>2</sub> /期間)	第0期	大型車類	軽油	993.7	小型車類	ガソリン	64.8	合計		1,058.5	公園整備事業	大型車類	軽油	5,460.8	小型車類	ガソリン	564.9	合計		6,025.7	墓園整備事業	大型車類	軽油	1,093.3	小型車類	ガソリン	103.2	合計		1,196.5	総計			8,280.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行を促すことで、高効率化を図ります。</li> </ul>
	事業	区分	燃料	CO <sub>2</sub> 排出量(tCO <sub>2</sub> /期間)																																					
第0期	大型車類	軽油	993.7																																						
	小型車類	ガソリン	64.8																																						
	合計		1,058.5																																						
公園整備事業	大型車類	軽油	5,460.8																																						
	小型車類	ガソリン	564.9																																						
	合計		6,025.7																																						
墓園整備事業	大型車類	軽油	1,093.3																																						
	小型車類	ガソリン	103.2																																						
	合計		1,196.5																																						
総計			8,280.7																																						

### ■ 生物多様性(動物)

		予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中		<p>工事によって対象事業実施区域内を改変するため、樹林等や草地(高茎、低茎、湿生)が消失することから、これらの環境に生息する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は低減されると予測します。</p> <p>影響が大きいと予測される種(モノアラガイ、アサヒナコミズムシ)については、工事着手前に再度生息状況を確認したうえで、必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、移設を行うことで生息への影響に配慮します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息環境への影響が大きいと予測されたモノアラガイ、アサヒナコミズムシについては、工事着手前に再度生息の有無について確認を行い、生息が確認された場合は必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、工事着手前に移設を行います。</li> <li>公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施します。</li> </ul>
	(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>公園・墓園として供用するにあたっては、施設の存在・土地利用の変化によって生息環境の一時的な消失が想定されますが、樹林等や草地環境の復元を図るとともに、草地保護区の創出等により現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態に回復できると考えます。よって、動物の生息環境はおおむね維持され、生息する動物相についても影響はほとんどないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地(高茎、低茎)の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地(高茎)を主としたまとまった草地保護区の創出を図ることで、人圧等による動物への影響が低減できるような計画を策定します。</li> <li>保護区内は草刈りの頻度を人為的に調整し、草丈のまばらな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させ、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることで、草地(高茎・低茎)の生態系の維持・多様化を図っていきます。</li> </ul>

## ■生物多様性（植物）

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>工事によって対象事業実施区域内に生育する個体や群落の一部に影響を及ぼす可能性が想定されますが、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境は維持されることから、建設行為等による生育個体及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。</li> <li>・工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。</li> </ul>
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>対象事業実施区域外における注目すべき種及び群落の生育環境は、工事完了後の供用時においても改変されないことから、施設の存在・土地利用の変化による影響はないと考えられます。また、当該地域において以前から見られた里山環境に形成された群落の復元を目指し、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画をもとに、植栽を行うことで、環境の復元も図っていきます。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供用時において、可能な限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。</li> <li>・郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。</li> </ul>

## ■生物多様性（生態系）

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>工事によって対象事業実施区域内に生息・生育する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による環境類型区分の変化の内容及びその程度、食物連鎖に関する影響はほとんどなく、生態系に係る影響はほとんどないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「地域の生態系に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の生息環境として質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全するよう努めるほか、一部消失する場合は表土の移設を行います。</li> <li>・動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるような工事計画を策定します。</li> </ul>
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は-38.38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、草地（高茎）に生息・生育する動植物種や食物連鎖への影響の低減及び回避ができるものと考えます。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「地域の生態系に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区が創出されることで、人圧等による動物への影響が低減できるような管理計画を策定します。</li> <li>・草地保護区内に造成される湿生環境に際しては、現在の湿地において埋土種子が埋もれている表土を採取した後、新たに創出される湿地に移設することで、現在の湿地環境と同様の植生の復元に努めます。</li> </ul>

■水循環

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>対象事業実施区域西側の其他河川に流下する雨水調整池等の設置工事を行います。河川のせき止め等はありません。</p> <p>表層の敷き均しにおいて切土を行います。深さは地下水位より浅く、帯水層中の水の流れを遮断することはありません。</p> <p>公園橋の施工においては第2帯水層まで杭基礎工事を行います。連続した地下構造物の設置ではなく、また工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。</p> <p>以上のことから、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることによって、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事による裸地の早期緑化の採用等を実施します。</li> </ul>
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。</p> <p>雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。</p> <p>公園橋の基礎杭は、第2帯水層まで設置しますが、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。</p> <p>以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることによって、環境保全目標「河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透水性舗装の採用、緑地の確保等による地中浸透量の確保をします。</li> <li>・環境影響評価時の調査地点と同じ地点においてモニタリングによる河川の流量、湧水の流量の監視をします。</li> </ul>

■廃棄物・建設発生土

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要																														
(建設行為等) 工事中	<p>環境の保全のための措置を適切に講ずることによって、環境保全目標「発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。</p> <p>【既存構造物の撤去に伴い発生する産業廃棄物】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生量</th> <th>最終処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存建物</td> <td>5,851.2t</td> <td>126.6t</td> </tr> <tr> <td>工作物等</td> <td>59,362.6 t</td> <td>18,693.6 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生量</th> <th>最終処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園整備事業</td> <td>697.9t</td> <td>89.4t</td> </tr> <tr> <td>墓園整備事業</td> <td>127.4 t</td> <td>18.9 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>【建設行為に伴い発生する建設発生土】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>切土量</th> <th>盛土量</th> <th>土量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園整備事業</td> <td>175,800m<sup>3</sup></td> <td>131,000m<sup>3</sup></td> <td>30,244m<sup>3</sup> (搬出)</td> </tr> <tr> <td>墓園整備事業</td> <td>65,735m<sup>3</sup></td> <td>200,000m<sup>3</sup></td> <td>156,487m<sup>3</sup> (搬入)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発生量	最終処分量	既存建物	5,851.2t	126.6t	工作物等	59,362.6 t	18,693.6 t	区分	発生量	最終処分量	公園整備事業	697.9t	89.4t	墓園整備事業	127.4 t	18.9 t	区分	切土量	盛土量	土量	公園整備事業	175,800m <sup>3</sup>	131,000m <sup>3</sup>	30,244m <sup>3</sup> (搬出)	墓園整備事業	65,735m <sup>3</sup>	200,000m <sup>3</sup>	156,487m <sup>3</sup> (搬入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。</li> <li>・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することによって、再利用・再資源化に寄与します。</li> <li>・建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します。</li> </ul>
区分	発生量	最終処分量																														
既存建物	5,851.2t	126.6t																														
工作物等	59,362.6 t	18,693.6 t																														
区分	発生量	最終処分量																														
公園整備事業	697.9t	89.4t																														
墓園整備事業	127.4 t	18.9 t																														
区分	切土量	盛土量	土量																													
公園整備事業	175,800m <sup>3</sup>	131,000m <sup>3</sup>	30,244m <sup>3</sup> (搬出)																													
墓園整備事業	65,735m <sup>3</sup>	200,000m <sup>3</sup>	156,487m <sup>3</sup> (搬入)																													

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要																								
(施設の運営) 供用時	<p>環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「発生する廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用等の適切な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。</p> <p>【施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量：公園】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発生原単位 (t/ha・年)</th> <th>公園面積 (ha)</th> <th>廃棄物発生量 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td>3.17</td> <td>47.7</td> <td>約151.2</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>0.59</td> <td>47.7</td> <td>約28.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量：墓園】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発生原単位 (t/ha・年)</th> <th>墓園面積 (ha)</th> <th>廃棄物発生量 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td>6.03</td> <td>13.1</td> <td>約79.0</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>0.23</td> <td>13.1</td> <td>約3.0</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発生原単位 (t/ha・年)	公園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)	一般廃棄物	3.17	47.7	約151.2	産業廃棄物	0.59	47.7	約28.1	種類	発生原単位 (t/ha・年)	墓園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)	一般廃棄物	6.03	13.1	約79.0	産業廃棄物	0.23	13.1	約3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。</li> <li>園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。</li> <li>発生した廃棄物は分別し、再資源化を行います。</li> <li>廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ります。</li> </ul>
	種類	発生原単位 (t/ha・年)	公園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)																						
	一般廃棄物	3.17	47.7	約151.2																						
	産業廃棄物	0.59	47.7	約28.1																						
種類	発生原単位 (t/ha・年)	墓園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)																							
一般廃棄物	6.03	13.1	約79.0																							
産業廃棄物	0.23	13.1	約3.0																							

## ■大気質

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要																										
(建設行為等) 工事中	<p>対象事業実施区域内の既存工作物等に石綿を含有する可能性ある建材の使用が確認されており、解体工事の実施に伴い石綿粉塵の発生・飛散のおそれ懸念されることから、既存工作物等の解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき届出を行い、飛散等の無いよう適切な措置を講じた上で除去していきます。</p> <p>公園及び墓園整備事業では、これら内容を踏まえ適切な対応を図っていくため、対象事業実施区域及びその周辺への影響はないものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「解体時に石綿の飛散防止措置が適切になされること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき作業の届出を行い、解体時には必要に応じて石綿等のモニタリング調査を実施するとともに、適正に処理を行います。</li> </ul>																										
	<p>建設機械の稼働に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標に適合しています。</p> <p>【二酸化窒素・浮遊粒子状物質】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 日平均値の年間98%値</td> <td>0.0282</td> <td>0.0288</td> <td>日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値</td> <td>0.03731</td> <td>0.03740</td> <td>日平均の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	第1期	第2期	環境保全目標	二酸化窒素 日平均値の年間98%値	0.0282	0.0288	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。	浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値	0.03731	0.03740	日平均の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。</li> <li>施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> </ul>														
項目	第1期	第2期	環境保全目標																									
二酸化窒素 日平均値の年間98%値	0.0282	0.0288	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。																									
浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値	0.03731	0.03740	日平均の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。																									
(工事用車両の走行) 工事中	<p>工事用車両の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標に適合しています。</p> <p>【二酸化窒素・浮遊粒子状物質】※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>地点</th> <th>第0期</th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素 日平均値の年間98%値</td> <td>地点1</td> <td>0.0282</td> <td>0.0281</td> <td>0.0281</td> <td rowspan="2">日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。</td> </tr> <tr> <td>地点2</td> <td>0.0283</td> <td>0.0283</td> <td>0.0283</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値</td> <td>地点1</td> <td>0.03726</td> <td>0.03726</td> <td>0.03726</td> <td rowspan="2">日平均の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。</td> </tr> <tr> <td>地点2</td> <td>0.03728</td> <td>0.03728</td> <td>0.03728</td> </tr> </tbody> </table>	項目	地点	第0期	第1期	第2期	環境保全目標	二酸化窒素 日平均値の年間98%値	地点1	0.0282	0.0281	0.0281	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。	地点2	0.0283	0.0283	0.0283	浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値	地点1	0.03726	0.03726	0.03726	日平均の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。	地点2	0.03728	0.03728	0.03728	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。</li> <li>工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。</li> </ul>
	項目	地点	第0期	第1期	第2期	環境保全目標																						
二酸化窒素 日平均値の年間98%値	地点1	0.0282	0.0281	0.0281	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。																							
	地点2	0.0283	0.0283	0.0283																								
浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値	地点1	0.03726	0.03726	0.03726	日平均の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。																							
	地点2	0.03728	0.03728	0.03728																								
(来園車両等の走行) 供用時	<p>来園車両等の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標に適合しています。</p> <p>【二酸化窒素・浮遊粒子状物質】※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>地点1</th> <th>地点2</th> <th>地点3</th> <th>地点4</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 日平均値の年間98%値</td> <td>0.0279</td> <td>0.0279</td> <td>0.0275</td> <td>0.0275</td> <td>日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値</td> <td>0.03724</td> <td>0.03725</td> <td>0.03722</td> <td>0.03723</td> <td>日平均の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	地点1	地点2	地点3	地点4	環境保全目標	二酸化窒素 日平均値の年間98%値	0.0279	0.0279	0.0275	0.0275	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。	浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値	0.03724	0.03725	0.03722	0.03723	日平均の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員は公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。</li> <li>マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置等について検討します。</li> </ul>								
	項目	地点1	地点2	地点3	地点4	環境保全目標																						
二酸化窒素 日平均値の年間98%値	0.0279	0.0279	0.0275	0.0275	日平均の年間98%値が0.04ppm以下であること。																							
浮遊粒子状物質 日平均の2%除外値	0.03724	0.03725	0.03722	0.03723	日平均の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。																							

※地点1:高砂苑バス停前交差点北側 地点2:通信隊東側交差点南側 地点3:外周道路西側 地点4:外周道路南東側

■水質・底質

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。</p> <p>基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園を整備します。掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を行います。</p> <p>雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行いますが、工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。</p> <p>工事排水については、必要に応じて処理施設により適切に処理し、周辺の公共下水道に排出する計画としているため、河川及び地下水への流入は無いものと考えられます。</p> <p>以上のことから、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質において、水質汚濁に関する有害物質が増加しないこと。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った適切な手法で処理します。</li> <li>・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。</li> <li>・モニタリングの調査箇所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。</li> </ul>
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>公園及び墓園整備事業では、河川水・地下水の利用、揚水は行わず、また下水も公共下水道を利用するため、有害物質の漏洩はないと考えられます。</p> <p>産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないため、圧力による有害物質の漏洩も無いものと考えられます。</p> <p>以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「公園の利用用途に応じた水質が確保されること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。</li> <li>・河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。</li> </ul>

■土壌

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>基準不適合地点、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物は配置を行わない計画です。造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。</p> <p>基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園が整備されるため、汚染土壌の拡散は生じません。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を行います。</p> <p>雨水調整池の設置工事では掘削を行いますが、施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外であり、汚染土壌の拡散は生じません。</p> <p>以上のことから、工事の実施による汚染物質の拡散は回避されるため、汚染土壌は拡散しないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「土壌中の汚染物質の拡散が適切に防止されていること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準不適合地点や産業廃棄物最終処分場跡地地上部への建物配置を行わない計画とします。</li> <li>・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。</li> <li>・基準不適合地点に対し掘削や土壌の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置（汚染土壌の搬出の際にはダンプトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。</li> </ul>

## ■騒音

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要										
(建設機械の稼働) 工事中	<p>建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標は達成されるものと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点A</th> <th>地点B</th> <th>地点C</th> <th>地点D</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>79dB</td> <td>83dB</td> <td>74dB</td> <td>74dB</td> <td>85dB以下とすること。 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	地点A	地点B	地点C	地点D	環境保全目標	79dB	83dB	74dB	74dB	85dB以下とすること。 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。</li> <li>工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>工事関係者に対し、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしない等の指導・教育を徹底します。</li> <li>工事区域境界には防音シートを設置します。</li> </ul>
地点A	地点B	地点C	地点D	環境保全目標								
79dB	83dB	74dB	74dB	85dB以下とすること。 ※2								
(工事用車両の走行) 工事中	<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>騒音レベル(地点1~2)</th> <th>工事用車両による騒音レベルの増分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大68.9dB</td> <td>最大0.9dB ※2</td> </tr> </tbody> </table>	騒音レベル(地点1~2)	工事用車両による騒音レベルの増分	最大68.9dB	最大0.9dB ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。</li> <li>工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。</li> <li>正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。</li> </ul>						
騒音レベル(地点1~2)	工事用車両による騒音レベルの増分											
最大68.9dB	最大0.9dB ※2											
(来園車両等の走行) 供用時	<p>来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>騒音レベル(地点1~6)</th> <th>来園車両等による騒音レベルの増分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大68.9dB</td> <td>最大2.3dB ※1</td> </tr> </tbody> </table>	騒音レベル(地点1~6)	来園車両等による騒音レベルの増分	最大68.9dB	最大2.3dB ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。</li> <li>施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。</li> <li>荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。</li> </ul>						
騒音レベル(地点1~6)	来園車両等による騒音レベルの増分											
最大68.9dB	最大2.3dB ※1											

※1 地点3・4は来園する車両以外が通らないため、来園車両等による騒音レベルの増分は対象外となります。

※2 地点A:外周道路西側 地点B:外周道路南西側 地点C:外周道路南東側 地点D:外周道路北東側  
 地点1:高砂苑バス停前交差点北側 地点2:通信隊東側交差点南側 地点3:外周道路西側  
 地点4:外周道路南西側 地点5:外周道路南東側 地点6:外周道路北東側

## ■振動(1)

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要										
(建設機械の稼働) 工事中	<p>建設機械の稼働に伴う振動の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標は達成されるものと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点A</th> <th>地点B</th> <th>地点C</th> <th>地点D</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>74dB</td> <td>74dB</td> <td>69dB</td> <td>69dB</td> <td>75dB以下とすること。 ※</td> </tr> </tbody> </table>	地点A	地点B	地点C	地点D	環境保全目標	74dB	74dB	69dB	69dB	75dB以下とすること。 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り最新の低振動型建設機械を使用します。</li> <li>工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>正常な運転を実施できるよう建設機械の整備・点検を徹底します。また、工事内容に合わせた建設機械を設定し、建設機械に無理な負荷をかけないようにします。</li> </ul>
地点A	地点B	地点C	地点D	環境保全目標								
74dB	74dB	69dB	69dB	75dB以下とすること。 ※								
(工事用車両の走行) 工事中	<p>工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>振動レベル(地点1~2)</th> <th>工事用車両による振動レベルの増分</th> <th>振動レベルの要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大49.4dB</td> <td>最大2.0dB</td> <td>65dB ※</td> </tr> </tbody> </table>	振動レベル(地点1~2)	工事用車両による振動レベルの増分	振動レベルの要請限度	最大49.4dB	最大2.0dB	65dB ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。</li> <li>工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。</li> <li>正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。</li> </ul>				
振動レベル(地点1~2)	工事用車両による振動レベルの増分	振動レベルの要請限度										
最大49.4dB	最大2.0dB	65dB ※										

※ 地点A:外周道路西側 地点B:外周道路南西側 地点C:外周道路南東側 地点D:外周道路北東側  
 地点1:高砂苑バス停前交差点北側 地点2:通信隊東側交差点南側

## ■ 振動（2）

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要						
(来園車両等の走行) 供用時	<p>来園車両等の走行に伴う道路交通振動の予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>振動レベル (地点1~6)</th> <th>来園車両等による 振動レベルの増分</th> <th>振動レベルの 要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大46.1dB</td> <td>最大4.0dB※1</td> <td>65dB</td> </tr> </tbody> </table>	振動レベル (地点1~6)	来園車両等による 振動レベルの増分	振動レベルの 要請限度	最大46.1dB	最大4.0dB※1	65dB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。</li> <li>・施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。</li> <li>・荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。</li> </ul>
振動レベル (地点1~6)	来園車両等による 振動レベルの増分	振動レベルの 要請限度						
最大46.1dB	最大4.0dB※1	65dB						

※1 地点3・4は来園する車両以外が通らないため、来園車両等による振動レベルの増分は対象外となります。

※2 地点1:高砂苑バス停前交差点北側 地点2:通信隊東側交差点南側 地点3:外周道路西側  
 地点4:外周道路南西側 地点5:外周道路南東側 地点6:外周道路北東側

## ■ 地盤

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>切土工事による帯水層中の水の流れの遮断、雨水調整池の設置工事による地下水の漏出はなく、また雨水調整池の設置工事による地下水の遮断や公園橋の杭基礎工事による、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。</p> <p>一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、工事の実施に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行い、工事による影響を常に把握しながら適切な施工管理を行います。</li> </ul>
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。</p> <p>公園及び墓園整備事業では地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じないと考えられます。</p> <p>産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤の変化は回避できるものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水位及び地表面の状況の継続的なモニタリングを行います。</li> </ul>

## ■悪臭

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行わないため、悪臭は発生しないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、悪臭のモニタリングを実施します。</li> </ul>
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>供用時に産業廃棄物最終処分場跡地の地上部の形状の変化はなく悪臭は発生しないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園及び墓園整備事業では供用時の産業廃棄物最終処分場跡地の形状の変化が無いようにします。</li> </ul>

## ■安全

予測及び評価の概要		環境の保全のための措置の概要
(建設行為等) 工事中	<p>火災・爆発において、造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地上部には建物の建設は行わないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。</p> <p>有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「水質・底質」と同様に地下水への有害物質の漏出はないものと考えられることから、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。</li> <li>・工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、地下水位、地下水質のモニタリングを実施します。</li> </ul>
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地上部では、建物は建設されないため、閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるものと予測します。</p> <p>有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「水質・底質」と同様に圧力による有害物質の漏洩は無いと考えられ、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行わないことから、有害物質の拡散を抑制します。</li> <li>・公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、ガスの放出抑制を行います。</li> </ul>

■地域社会

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
(工事用車両の走行) 工事中	<p><b>【交通混雑】</b> 工事中第0期、第1期、第2期の交差点需要率は、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると予測します。 車線混雑度は、以下が1.000を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。 ・第0期：No.1（最大1.146）、No.5（最大1.074） ・第1期：No.1（最大1.165）、No.5（最大1.074） ・第2期：No.1（最大1.049）、No.5（最大1.074） ※（）内は工事中交通量の車線混雑度を示します。</p> <p><b>【歩行者・自転車の安全】</b> 工事用車両の走行に際し、工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置することにより、歩行者・自転車の安全が確保されるものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずること、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」及び「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。</li> <li>・周辺に中学校等があることに留意して、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートへの厳守を徹底します。</li> </ul>
(来園車両等の走行) 供用時	<p><b>【交通混雑】</b> 平日、休日の交差点需要率は、いずれの信号交差点においても限界需要率を下回っており、交通処理は可能であると考えます。 混雑期の交差点需要率は、No.4（深谷交番前）で1.076と限界需要率を上回っており、渋滞の発生が懸念されます。 車線混雑度は、以下が1.000を上回る結果となっており、渋滞の発生が懸念されます。 ・平日：No.1（最大1.076）、No.2（最大1.103） No.3（最大1.029）、No.5（最大1.074） ・休日：No.1（最大1.040）、No.2（最大1.247） No.3（最大1.174） ・混雑期：No.1（最大1.439）、No.2（最大2.061） No.3（最大1.402）、No.4（最大1.248） No.5（最大1.076） ※（）内は工事中交通量の車線混雑度を示します。</p> <p><b>【歩行者・自転車の安全】</b> 外周道路は、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、歩道と自転車道を配置します。車道と自転車道の間には、副道を設置することを検討しています。 来園車両の駐車場出口に出庫灯を設置し歩行者等への注意喚起を図ることにより、歩行者・自転車の安全は確保されるものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずること、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」及び「歩行者等の安全な通行が確保されること。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者には、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。</li> <li>・イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。</li> <li>・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。</li> <li>・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。</li> </ul>

※ No. 1: 立場交差点 No. 2: 高砂苑バス停前交差点 No. 3: 通信隊東側交差点 No. 4: 深谷交番前交差点  
No. 5: 深谷交差点

■ 景観

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
(施設の存在・土地利用の変化) 供用時	<p>主要な眺望点からの景観の変化については、眺望地点から施設等を眺望することができますが、景観構成要素の一部として認識される等で、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。</p> <p>囲繞景観の変化について、場の状態及び眺めは全ての景観区で変化すると予測します。利用の状況は現況では地域住民に利用されていますが、供用後は公園及び墓園の来園者に広く利用されることが想定されます。</p> <p>囲繞景観の価値は、自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はないと予測します。視認性は低下、向上する地点があり、利用性、親近性は向上する地点があります。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずること、環境保全目標「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。</li> <li>・公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。</li> <li>・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。</li> </ul>

【主要な眺望点からの景観の変化の例】地点 15（汲沢畑田公園）



【囲景景観の変化の例】地点 22（中央広場②）



■触れ合い活動の場

	予測及び評価の概要	環境の保全のための措置の概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(工事用車両の走行) 工事中</p>	<p>【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の程度】 公園及び墓園整備事業は、全面造成を基本としており、工事期間中は現在の触れ合い活動の場の機能は一時的に消失しますが、施工期間を3分割して段階的な整備を行い、完成した場所から順次部分供用する計画であり、全体としての利用停止を回避するため、利用に著しい支障が生じることはない予測とします。</p> <p>【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 触れ合い活動の場への経路は、工事中は通行が困難になりますが、可能な限り利用者の通行の利便性を確保します。 県道402号(阿久和鎌倉)の一部の区間は改変を行う予定であり、触れ合い活動の場の経路に変化が生じる可能性がある予測とします。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の内容、作業時間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。</li> <li>・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者、一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・工事中は対象事業実施区域内に迂回路を設定して歩行者の動線に配慮します。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行) 供用時</p>	<p>【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の程度】 現在の触れ合い活動の場は全て消失しますが、新たな触れ合い活動の場が創出されるものと予測します。 木陰の創出等来園者の活動に配慮した植栽づくりや、草地保護区等の自然的空間の創出を通じて、現況の利用形態に加えて、自然観察等の活動も期待されるものと予測します。</p> <p>【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 公園橋の設置、外周道路及び駐車場の整備、高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点も再整備を予定しています。 公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、利用者の安全性や利便性の向上が図られるものと予測します。</p> <p>また、環境の保全のための措置を適切に講ずることで、環境保全目標「触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変する広場や通路等は、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道402号(阿久和鎌倉)や外周道路からの経路を考慮した計画とします。</li> <li>・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。</li> <li>・駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。</li> </ul>

## 8 事後調査

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置の適正な履行状況等を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価項目、環境保全措置において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目等を対象として行います。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境の保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

### ■事後調査の内容（工事中）

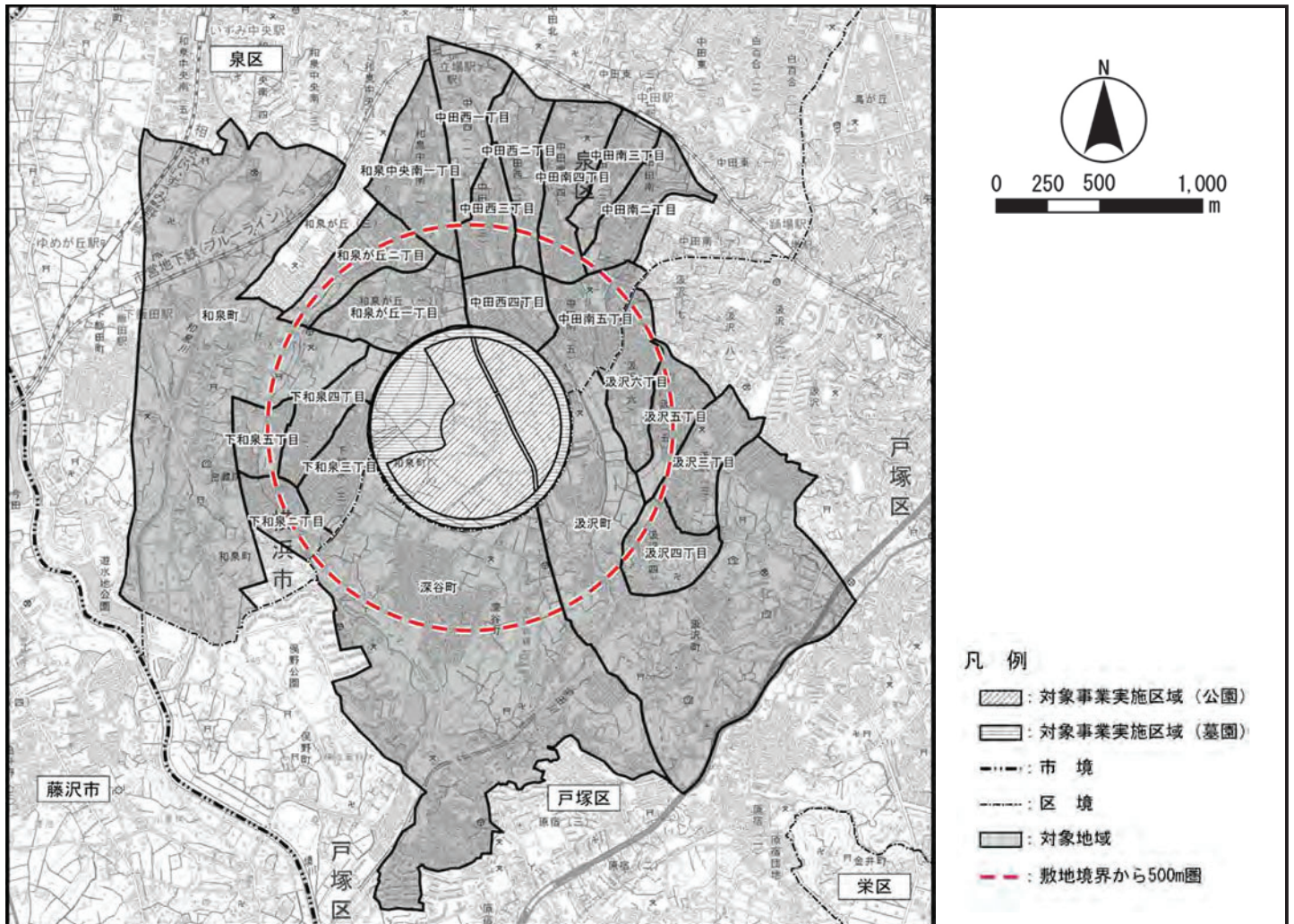
評価項目	細目	調査項目
生物多様性	動物	・移植により保全措置を講ずる注目すべき動物の生息状況
	植物	・移植により保全措置を講ずる注目すべき植物の生息状況
	生態系	・播種により保全措置を講ずるチガヤ群落の生息状況
地域社会	交通混雑	・工事用車両の運行台数

### ■事後調査の内容（供用時）

評価項目	細目	調査項目
生物多様性	動物	・動物の状況
	生態系	・生態系の状況 ・環境の保全のための措置の実施状況
水循環	地下水位及び湧水の流量	・地下水の状況
	河川の形態、流量	・河川の流量
地域社会	交通混雑	・建物供用後の関連車両台数

## 9 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による準備書対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、公園整備事業及び墓園整備事業の実施により環境に影響があると見込まれる範囲として対象事業実施区域から約500m圏にかかる町丁全域としました。



【公園整備事業・墓園整備事業】対象地域は大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から500m圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

（戸塚区）深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目

（泉区）和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目

また、都市計画に関する説明会の周知範囲等を踏まえ、下記の地域にも周知を行います。

（戸塚区）県ドリームハイツ自治会 （泉区）下和泉一丁目、和泉が丘三丁目

## 10 お問い合わせ先

<都市計画手続、説明会の開催について>

横浜市建築局都市計画課

TEL：045-671-2657 FAX：045-550-4913

<準備書及び事業計画の内容について>

【公園整備事業】

横浜市みどり環境局公園緑地事業課

TEL：045-671-4611 FAX：045-671-2724

【墓園整備事業】

横浜市健康福祉局環境施設課

TEL：045-671-4387 FAX：045-664-6753

<環境影響評価手続について>

横浜市みどり環境局環境影響評価課

TEL：045-671-2495 FAX：045-663-7831

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業  
及び  
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業

## 環境影響評価準備書説明会

令和8年2月

横浜市

## 本日の説明内容

1. 環境影響評価制度について
2. 都市計画対象事業の内容
3. 環境影響評価項目
4. 環境影響評価の概要
5. 事後調査
6. 対象地域
7. 縦覧及び意見書の提出について

## 1. 環境影響評価制度について

### 環境影響評価とは

#### 環境影響評価（環境アセスメント）制度

事業が環境に及ぼす影響について

- ・ 事前に調査、予測、評価
- ・ その結果を公表
- ・ 市民等から意見を聴くなどの手続を実施

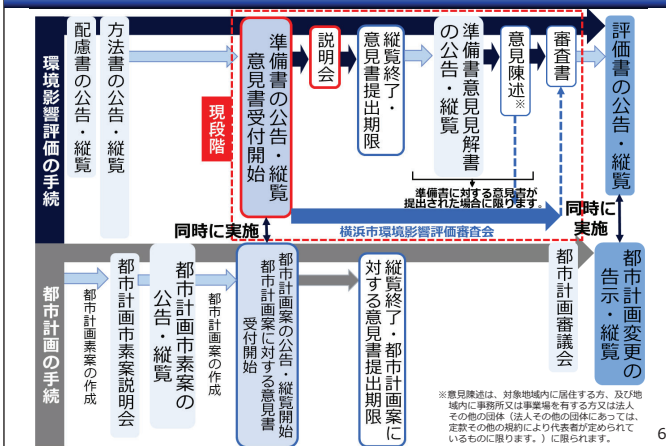
適切な環境保全対策等を検討し、  
事業計画に反映させる制度

### それぞれの図書の内容について

- 配慮書** 事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項の検討を行い、その内容を記載したもの
- 方法書** 環境への影響を調査・予測・評価する項目や、調査・予測の手法などを記載したもの
- 準備書** 方法書等に基づき、環境への影響を調査・予測・評価した結果などを記載したもの
- 評価書** 市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの

## 2. 都市計画対象事業の内容

### 環境影響評価の手続の流れ



### 都市計画対象事業の計画内容 概要

準備書p.2-1~2-3

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所  
横浜市  
【当該対象事業を実施しようとする者】  
名称 横浜市  
代表者の氏名 山中 竹春  
主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10

都市計画対象事業の名称  
【公園整備事業】  
運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設  
（第1分類事業）  
敷地面積：約47.7ha 形質変更区域面積：約47.7ha  
※公園整備事業全体の面積：約47.7ha

都市計画対象事業の種類、規模  
【墓園整備事業】（外周道路含む）  
運動施設、レクリエーション施設等の建設：  
第2種特定工作物の新設（墓園）  
（第1分類事業）  
第2種特定工作物に係る面積：約13.1ha（市街化調整区域）  
※墓園整備事業全体の面積：約28.1ha ※外周道路：約15.0ha

対象事業実施区域  
横浜市泉区和泉町、中田町内



<凡例>  
 ■：対象事業実施区域（公園）  
 ■：対象事業実施区域（墓園）  
 - - -：市境  
 - - -：区境  
 図2.1.1(1) 対象事業実施区域位置図  
 （準備書p.2-2）8

**(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業と  
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業は  
手続を併合しました**

公園整備事業と墓園整備事業は**対象事業実施区域が隣接していること等を踏まえ、「横浜市環境影響評価条例」第60条第1項に基づき、環境影響評価準備書時点から手続を併合し、準備書以降の図書を合冊**します。

手続の併合により、**2事業による複合的な環境影響を予測・評価することで、地域への影響がより分かりやすく示されるもの**となります。

**【公園整備事業】**

- ・自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す。
- ・郊外部の再生・活性化、都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくり等への対応を図る。

- ・災害時に広域的な防災拠点として利用できる防災機能の充実
- ・豊かな自然環境を創出
- ・市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた魅力的な公園の整備

**【墓園整備事業】**

- ・自然・スポーツ・文化等広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指す。
- ・横浜市墓地に関する市民アンケート調査等や、将来人口推計などから、令和4年からの20年間で公民あわせで約11万区画の墓地整備が必要。

- ・約13.1haの墓園を整備  
(芝生型納骨施設約15,000区画、合葬式納骨施設約30,000体)
- ・健康づくりにも寄与する、幅員約52mの外周道路を整備

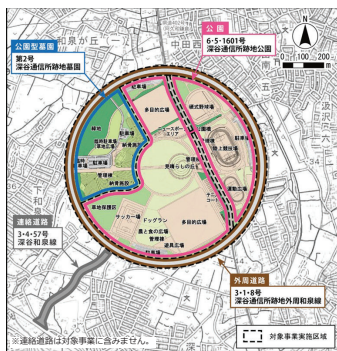


図2.3.1 施設配置の概要 (準備書p.2-8)

都市計画変更 (追加) する内容 (公園整備事業)		
公園名	面積	備考
深谷通信所跡地公園	約47.7ha	広場、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、駐車場、園路、緑地等

都市計画変更 (追加) する内容 (墓園整備事業: 墓園)		
墓園名	面積	備考
深谷通信所跡地墓園	約13.1ha	納骨施設、管理棟、休憩所、駐車場、緑地等

都市計画変更 (追加) する内容 (墓園整備事業: 外周道路)				
道路名	延長	構造		備考
		車線の数	幅員	
深谷通信所跡地外周和線	約3,020m	2車線	5	路線の幅員52~56m



図2.3.2 車両・歩行者動線計画 (対象事業実施区域周辺) (準備書p.2-11)

- ・歩行者動線は、**外周道路の歩道**に加えて対象事業実施区域内を回遊できる**園路を配置**します。
- ・車両動線は、来園車両は駐車場の入退場について**左折入場、左折退場を想定**します。
- ・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対しホームページでの周知等を検討します。
- ・連絡道路については、供用時期等の計画が未確定であること等から、事業に含めていません。従って**準備書の予測・評価においても対象外**としています。

**テーマ：『緑でつながる魅力的な円形空間』**

- 市民が楽しみながら元気になれる  
「健康・スポーツの拠点」をつくります
- 「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます
- 「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります

※深谷通信所跡地利用基本計画 (平成30年2月) から引用

**■ 整備方針**

- ・防災機能の確保
- ・地域の人々がふれあう広々とした空間の創出
- ・豊かな自然環境の創出
- ・市民の健康づくりへの寄与
- ・全市的・広域的な課題への対応
- ・歴史・景観・環境への配慮
- ・社会経済状況への配慮

※深谷通信所跡地利用基本計画 (平成30年2月) から引用

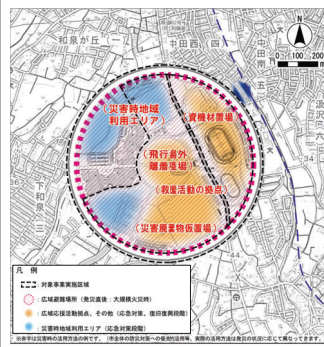


図2.3.3 災害時の跡地利用計画図 (準備書p.2-13)

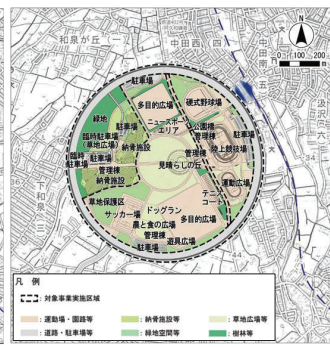


図2.3.4 平常時の跡地利用計画図 (準備書p.2-14)

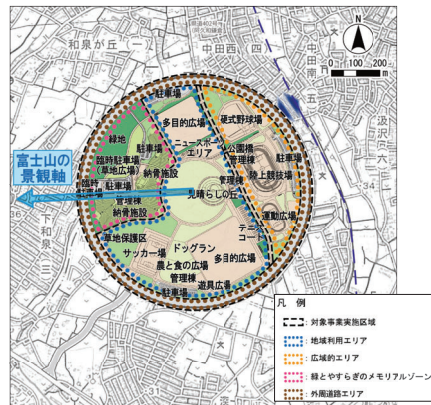


図2.3.5 施設配置計画に基づくゾーニング (準備書p.2-15)

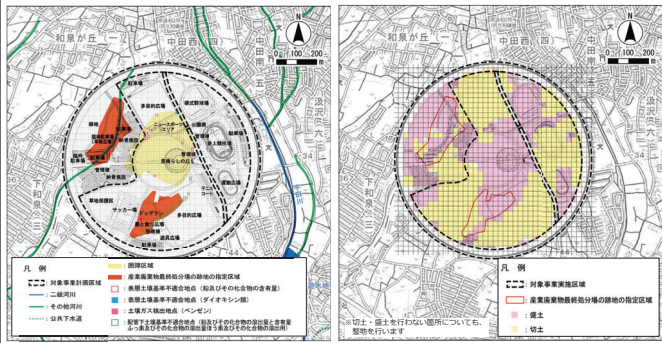


図2.3.10 土壌不適合地点図 (準備書p.2-20) 17  
 図2.3.6 切土・盛土の状況 (準備書p.2-16)

公園整備事業の計画方針

- ・広域かつ地域の防災性向上に貢献します。
- ・レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、文化活動等の様々な利用の拠点となる広場、施設及びスポーツ施設の整備を図っていきます。
- ・深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として**広大な草地広場と見晴らしの丘**を配置し、**市民が集う場**とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、**広域の市民も利用するスポーツ施設**を配置します。さらにその外側には、**地域ふれあい広場等、周辺地域の方々**が日常的に利用しやすい施設を配置します。
- ・産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、建物（管理棟等）及び地下構造物（地下調整池）は設置せず、施工において覆土厚は50cmを確保します。

墓園整備事業の計画方針

- ・「深谷通信所跡地利用基本計画（平成30年2月）」のゾーニング「緑とやすらぎのメモリアルゾーン」に墓園整備事業を計画しています。
- ・墓園整備事業の対象事業実施区域の外周部には、車道や歩道機能に加え、**健康づくりにも寄与する外周道路**を配置します。また、広域的な利用が想定される**墓園は、交通利便性等を考慮して配置し**、住宅地から県道402号（阿久和鎌倉）の**バス停への歩行者動線に配慮**する等、**土地利用状況等にも配慮して計画**しています。
- ・産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、切土・盛土を行いますが、墓園利用者の駐車場及び緑地を設け、建物（管理棟、納骨施設等）及び地下構造物（地下調整池）は設置しません。

公園整備事業で整備する施設のイメージ



図2.3.11 公園整備事業で整備する施設のイメージ (準備書p.2-22)

墓園整備事業で整備する施設のイメージ

芝生型納骨施設とは、芝生広場のようなスペースに設置した墓石の前で参拝する施設です。

合葬式納骨施設とは、家単位ではなく、個人単位として、合同のスペースに納骨する施設です。

図2.3.11 墓園整備事業で整備する施設のイメージ (準備書p.2-23)

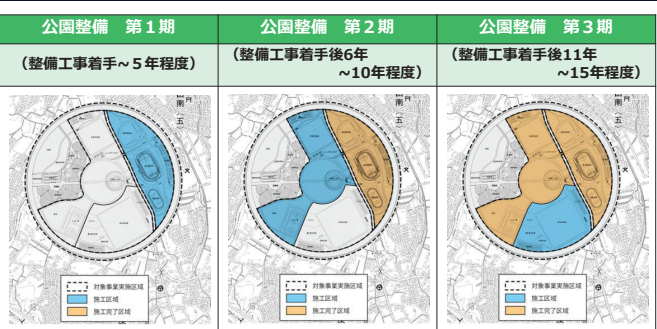


図2.3.12 (1) 施工ステップ図（公園整備事業）(準備書p.2-28)

- ・都市計画決定手続終了後、準備工事として**4年間程度の着工準備**期間を経て、工事に着手します。なお準備工事にて、困障区域等の撤去、一部造成用の土砂の搬入を予定しています。
- ・公園整備事業は、**完成した場所から順次部分供用し、着工後15年程度で全面供用開始を想定**しています。
- ・墓園整備事業のうち墓園は、**着工後5年程度での工事完了を想定し**、外周道路は、**完成した場所から順次部分共用し、整備工事着手後15年程度で全線供用開始を想定**しています。

	準備工事(第0期)	整備工事(第1期)	整備工事(第2期)	整備工事(第3期)
公園	4年程度	着手~5年程度	着手後6年~10年程度	着手後11年~15年程度
墓園	着手準備期間	整備	供用	供用
外周道路	着手準備期間	整備	整備・一部供用	整備・一部供用

※公園整備事業と墓園整備事業の第1期、第2期、第3期は、各工事の進捗に応じて異なる期間となります。  
 ※困障区域等の施設における撤去は準備工事（第0期）にて実施する予定です。

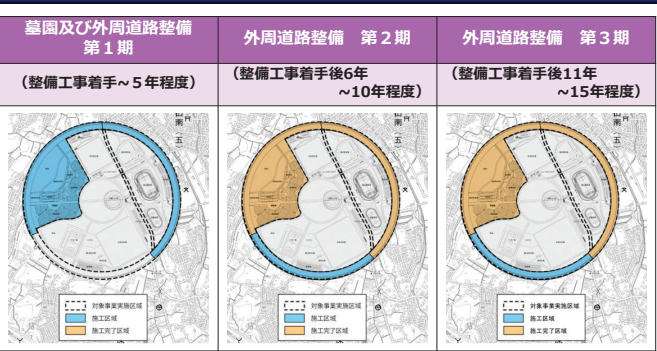


図2.3.12 (2) 施工ステップ図（墓園整備事業）(準備書p.2-29)

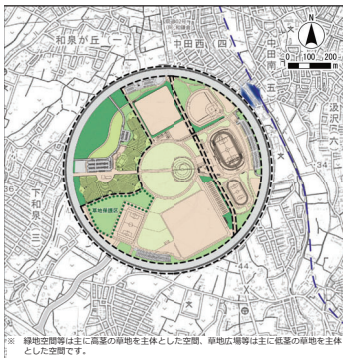


図2.3.14 主な緑地等の配置 (準備書p.2-42)

・緑地計画としては新たな緑地等の創出を目的に、公園区域内における**草地保護区**の設置等によって約16haに及ぶ**草地環境の再生**を中心とすること、新たに植栽する樹種については**郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定**するほか、建物や駐車場、外周道路等も含めた**積極的な緑化**を実施することとし、今後具体的に検討していきます。

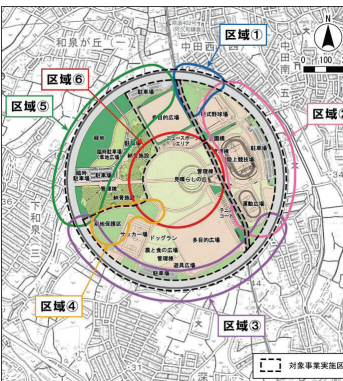


図2.3.16 植栽計画図 (準備書p.2-45)

・対象事業実施区域周辺の樹林地等の**自然環境を一体的に保全・活用**するとともに、拠点となる公園の整備や幹線道路の街路樹の軸により、**水と緑の回廊の形成**を目指しています。

区域	内容
区域①	土地の履歴を継承する草地帯
区域②	広域的利用スポーツ施設を取り巻く重厚なみどり
区域③	土地の履歴を継承する草地帯
区域④	深谷の生態系を守る草地保護区
区域⑤	周辺樹林と一体となった樹林地等
区域⑥	深谷の開放的な広場空間を継承する中央広場

・施工期間を3分割にし、**段階的な整備**を行うことで、動物に対する生息環境への影響の低減を図りながら実施します。

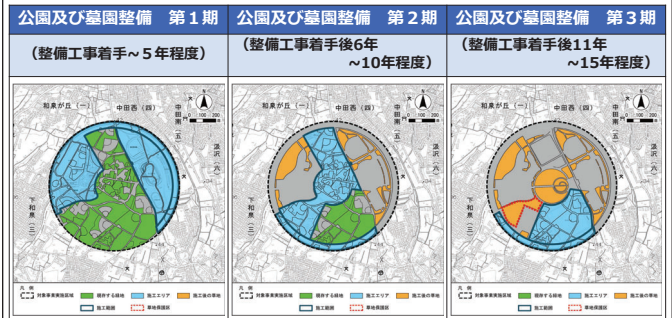
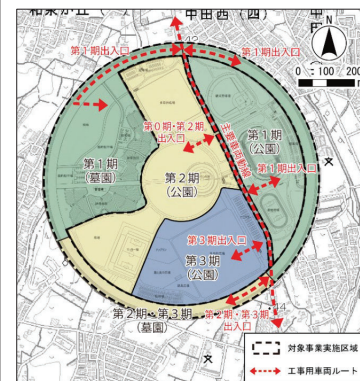


図2.4.1 施工期間内における緑地保全箇所(施工ステップ別) (準備書p.2-49)



・原則として、**県道402号(阿久和鎌倉)**を出入口とした**ルート(主要車両動線)を利用**します。  
 ・工事用車両は、**右折及び左折による入退場を**予定しています。なお、第0期の工事用車両ルートは、公園整備事業第2期のルートと同様のルートを予定しています。

図 2.3.13(3) 工事用車両ルート (公園及び墓園整備事業) (準備書p.2-39)

### 3. 環境影響評価項目

環境影響評価項目	細目	環境影響要因		
		施設の存在・土地利用の変化	施設の運営	来園車両等の走行
生物多様性	動物	○		
	植物	○		
	生態系	○		
水循環	地下水位及び湧水の流量/河川の形態、流量	○		
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物/産業廃棄物		○	
	大気汚染			○
水質、底質	公共用水域の水質/地下水の水質	○		
騒音				○
振動				○
地盤	地盤沈下	○		
悪臭		○		
安全	火災・爆発/有害物漏洩	○		
地域社会	交通混雑/歩行者の安全			○
景観		○		
触れ合い活動の場		○		○

環境影響評価項目	細目	環境影響要因		
		建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行
温室効果ガス			○	○
生物多様性	動物	○		
	植物	○		
	生態系	○		
水循環	地下水位及び湧水の流量/河川の形態、流量	○		
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物/建設発生土	○		
	大気汚染	○	○	○
水質、底質	公共用水域の水質/公共用水域の底質/地下水の水質	○		
土壌	土壌汚染	○		
騒音				○
振動				○
地盤	地盤沈下	○		
悪臭		○		
安全	火災・爆発/有害物漏洩	○		
地域社会	交通混雑/歩行者の安全			○
触れ合い活動の場				○

注: 赤字下線部: 「方法書」からの変更点を示します。

### 4. 環境影響評価の概要

# 温室効果ガス

33

## 環境影響評価の概要（温室効果ガス） 予測結果

準備書p.6.1-15

### 工事中【建設機械の稼働】

事業	区分	燃料	CO <sub>2</sub> 排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
第0期			286.15
公園整備事業	建設機械	軽油	3,306.59
墓園整備事業			1,034.31
合計（公園及び墓園整備事業）			4,340.90
	総計		<b>4,627.05</b>

34

# 生物多様性（動物）

37

## 環境影響評価の概要（生物多様性：動物） 動物の状況

準備書p.6.2-12~6.2-43

### 注目すべき動物種

区分	注目すべき種
鳥類	18種 コチドリ、タシギ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、モズ、ヒバリ、ツバメ、エゾムシクイ、セッカ、コサメビタキ、キビタキ、キセキレイ、カワラヒワ、ホオアカ、アオジ
両生類・爬虫類	2種 アズマヒキガエル、ヒガシニホントカゲ
昆虫類	4種 ケラ、ショウリョウバッタモドキ、トビゲトビロカミキリ、ヤマトアシナガバチ
水生生物	2種 モノアラガイ、アサヒナコミズムシ

38

## 環境影響評価の概要（温室効果ガス） 予測結果

準備書p.6.1-18~6.1-19

### 工事中【工事用車両の走行】

事業	区分	燃料	CO <sub>2</sub> 排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
第0期	大型車類	軽油	993.7
	小型車類	ガソリン	64.8
	合計		1,058.5
公園整備事業	大型車類	軽油	5,460.8
	小型車類	ガソリン	564.9
	合計		6,025.7
墓園整備事業	大型車類	軽油	1,093.3
	小型車類	ガソリン	103.2
	合計		1,196.5
	総計		<b>8,280.7</b>

35

## 環境影響評価の概要（温室効果ガス） 環境の保全ための措置

準備書p.6.1-20

### ●環境保全目標 準備書p.6.1-10

温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を可能な限り抑制すること。

### 工事中【建設機械の稼働】

- 建設機械の使用に際しては、**可能な範囲で省エネモードでの作業**に努めます。
- 建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。

### 工事中【工事用車両の走行】

- 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。
- 交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行を促すことで、高効率化を図ります。

36

## 環境影響評価の概要（生物多様性：動物） 予測結果

準備書p.6.2-46~6.2-61

### 工事中【建設行為等】

- 工事によって対象事業実施区域内を改変するため、樹林等や草地（高茎、低茎、湿生）が消失することから、これらの環境に生息する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、**公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、建設行為等による生息環境への影響は低減される**と予測します。
- 影響が大きいと予測される種（モノアラガイ、アサヒナコミズムシ）については、工事着手前に再度生息状況を確認したうえで、必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、移設を行うことで生息への影響に配慮します。

39

## 環境影響評価の概要（生物多様性：動物） 環境の保全のための措置

準備書p.6.2-62

### ●環境保全目標 準備書p.6.2-44

注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。

### 工事中【建設行為等】

- 生息環境への影響が大きいと予測されたモノアラガイ、アサヒナコミズムシについては、工事着手前に再度生息の有無について確認を行い、生息が確認された場合は必要に応じて専門家の意見等を踏まえ、工事着手前に移設を行います。
- **公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、段階的な整備を行うことで、生息環境への影響の低減を図りながら実施**します。

40

**供用時** 【施設の存在・土地利用の変化】

- 公園・墓園として供用するにあたっては、施設の存在・土地利用の変化によって生息環境の一時的な消失が想定されますが、**樹林等や草地環境の復元を図るとともに、草地保護区の創出等により現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに生息環境として利用できる状態に回復できると考えます。**よって、動物の生息環境はおおむね維持され、**生息する動物相についても影響はほとんどない**と予測します。

# 生物多様性（植物）

- **環境保全目標** 準備書p.6.2-44  
注目すべき動物種等の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。

**供用時** 【施設の存在・土地利用の変化】

- 対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地保護区の創出を図ることで、**人圧等による動物への影響が低減できるような計画**を策定します。
- 保護区内は草刈りの頻度を人為的に調整し、草丈のまばらな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させ、構成種や草丈が様々となる質の高い草地環境を創出・集約化を図ることで、草地（高茎・低茎）の生態系の維持・多様化を図っていきます。

**注目すべき植物種**

区分	注目すべき種
植物	重要な種の保護の観点から、非表示としております。

**注目すべき植物群落**

区分	注目すべき植物群落	
植物群落	1単位	コナラ群落

※ 重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

**工事中** 【建設行為等】

- 工事によって対象事業実施区域内に生育する個体や群落の一部に影響を及ぼす可能性が想定されますが、**対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境は維持されることから、建設行為等による生育個体及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと**予測します。

**供用時** 【施設の存在・土地利用の変化】

- 対象事業実施区域外における注目すべき種及び群落の生育環境は、工事完了後の**供用時においても改変されない**ことから、**施設の存在・土地利用の変化による影響はない**と考えられます。また、当該地域において以前から見られた里山環境に形成された群落の復元を目指し、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画をもとに、植栽を行うことで、環境の復元も図っていきます。

- **環境保全目標** 準備書p.6.2-88  
植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。

**工事中** 【建設行為等】

- **工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで踏みつけ等による保全対象種への影響回避**が見込まれます。
- 工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。

- **環境保全目標** 準備書p.6.2-88  
植物相の生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持または回復すること。

**供用時** 【施設の存在・土地利用の変化】

- 供用時において、**可能な限り緑地を創出**することにより**重要な種及び群落の生育環境への影響の低減**が見込まれます。
- 郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。

# 生物多様性（生態系）

## 環境類型区分の変化の内容及びその程度

類型区分	工事中 (ha)		供用時 (ha)※3		増減 (ha) (供用時－工事中)
	面積※1	割合	面積※2	割合	
樹林	4.38	6%	6.11	8%	1.73
草地（高茎）	43.82	58%	5.44	7%	-38.38
草地（低茎）	10.71	14%	9.85	13%	-0.86
草地（湿生）	0.81	1%	0.81	1%	0.00
その他※4	16.08	21%	53.59	71%	37.51
合計	75.80	100%	75.80	100%	—

※1 対象事業実施区域内の改変される面積

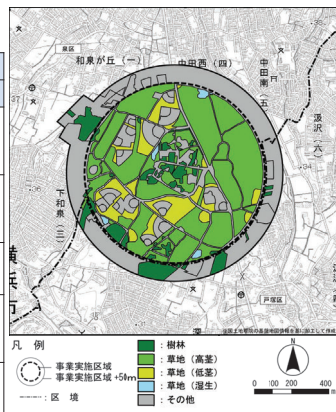
※2 対象事業実施区域内に創出される生息環境の面積

※3 供用時の緑地位置図は、次ページの図 6.2.3.3を参照。

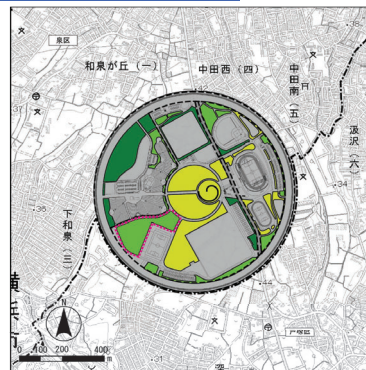
※4 その他に該当する植物群落はシバ群落（グラウンド）、耕作地、裸地、道路・施設・住宅等です。

## 環境類型区分

環境類型区分	植生等	
	概観	主な植物群落等
樹林	落葉広葉樹（二次林）	コナラ群落（上層木がコナラ、クヌギ等）、ミズキ群落（上層木がミズキ、エノキ等の先駆性種）
草地（高茎）	高茎草本	セイタカアワダチソウ、エノキギシギシ、チガヤ等がそれぞれ優占する高茎草地
草地（低茎）	低茎草本	シバ群落（人の踏圧が比較的少なく、シバの中に様々な低茎草本が混生）
草地（湿生）	湿生草地	オキザリス、ハンゲショウ、エノモソハギ、アゼガヤ、イクサ、キショウブ等の湿生草本が混生
その他	—	シバ群落（グラウンド）、耕作地、裸地、道路・施設・住宅等



## 供用時の緑地位置図



凡例  
 □：対象事業実施区域  
 ---：区境

■：樹林等  
 ■：草地（高茎）  
 ■：草地（低茎）  
 ■：草地（湿生）  
 ■：その他  
 ■：草地保護区

※草地（湿生）も含んだ約2.9haの草地（高茎）を草地保護区として整備します。なお、草地（湿生）の具体的な位置については検討中です。

## 工事中【建設行為等】

■ 工事によって対象事業実施区域内に生息・生育する種に影響を及ぼす可能性が想定されますが、公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、**段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施**されることから、建設行為等による**環境類型区分の変化の内容及びその程度、食物連鎖に関する影響はほとんどなく、生態系に係る影響はほとんどない**と予測します。

## 供用時【施設の使用・土地利用の変化】

■ 草地（高茎）は供用時に一部は復元されるものの環境の多くが消失（高茎は-38.38ha）しますが、対象事業実施区域内に設置する草地保護区には約2.9haの草地（高茎）を主としたまとまった草地（高茎）環境の創出や草刈り頻度の人為的な調整により、草丈の疎らな高茎草地・低茎草地をパッチ状に形成させた区間を設ける等、構成種や草丈が様々となる**質の高い草地環境を創出・集約化を図ることから、草地（高茎）に生息・生育する動植物種や食物連鎖への影響の低減及び回避ができるもの**と考えます。

## ●環境保全目標 準備書p.6.2-102

地域の生態系に係る影響を最小限に留めること。

## 工事中【建設行為等】

■ 動物の生息環境として**質の高い草地（チガヤがまとまって生育する箇所）は極力保全**するよう努めるほか、一部消失する場合は**表土の移設**を行います。

■ 動物の避難経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響が低減できるような工事計画を策定します。

## ●環境保全目標 準備書p.6.2-102

地域の生態系に係る影響を最小限に留めること。

## 供用時【施設の使用・土地利用の変化】

■ 対象事業実施区域内にできる限り樹林等、草地（高茎、低茎）の復元を図るとともに、公園内には約2.9haの草地（高茎）を主とした**まとまった草地保護区が創出**されることで、**人圧等による動物への影響が低減できるような管理計画を策定**します。

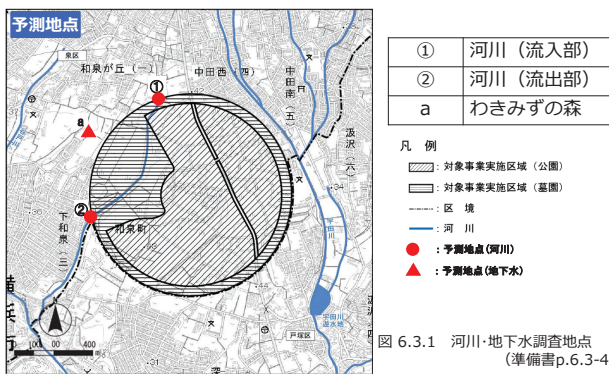
■ 草地保護区内に造成される湿生環境に際しては、現在の湿地において埋土種子が埋もれている表土を採取した後、新たに創出される湿地に移設することで、現在の湿地環境と同様の植生の復元に努めます。

# 水循環

## 工事中【建設行為等】

- 対象事業実施区域西側の其他河川に流下する雨水調整池等の設置工事を行います。河川のせき止め等を行いません。
- 表層の敷き均しにおいて切土を行います。深さは地下水位より浅く、帯水層中の水の流れを遮断することはありません。
- 公園橋の施工においては第2帯水層まで杭基礎工事を行います。連続した地下構造物の設置ではなく、また工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。
- 以上のことから、建設行為等に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。

## 工事中・供用時【建設行為等・施設の使用・土地利用の変化】



## ●環境保全目標 準備書p.6.3-14

河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。

## 工事中【建設行為等】

- 造成工事による裸地の早期緑化の採用等を実施します。

## 供用時【施設の使用・土地利用の変化】

- 公園及び墓園に雨水調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止します。
- 雨水調整池は帯水層に一部接しますが、地下水の流れを遮断するほどの規模とはならない予定です。その他地下水を遮断するような建物は設置しません。
- 公園橋の基礎杭は、第2帯水層まで設置しますが、連続した地下構造物ではなく、かつ施工時に地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映することから、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。
- 以上のことから、施設の使用・土地利用の変化に伴う河川の流量、湧水の流量の変化は少ないものと予測します。

# 廃棄物・建設発生土

## ●環境保全目標 準備書p.6.3-14

河川の流量、湧水の流量の変化を最小限とすること。

## 供用時【施設の使用・土地利用の変化】

- 透水性舗装の採用、緑地の確保等による地中浸透量の確保をします。
- 環境影響評価時の調査地点と同じ地点においてモニタリングによる河川の流量、湧水の流量の監視をします。

## 工事中【既存構造物の撤去に伴い発生する産業廃棄物】

区分	発生量	最終処分量
既存建物	5,851.2t	126.6t
工作物等	59,362.6 t	18,693.6 t

## 工事中【計画施設の建設に伴い発生する産業廃棄物】

区分	発生量	最終処分量
公園整備事業	697.9t	89.4t
墓園整備事業	127.4 t	18.9 t

**工事中** 【建設行為等に伴い発生する建設発生土】

区分	切土量	盛土量	搬出土量
公園整備事業	175,800m <sup>3</sup>	131,000m <sup>3</sup>	<u>30,244m<sup>3</sup></u>

区分	切土量	盛土量	搬入土量
墓園整備事業	65,735m <sup>3</sup>	200,000m <sup>3</sup>	<u>156,487m<sup>3</sup></u>

- **環境保全目標** 準備書p.6.4-16  
発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再利用及び再生利用等の適切な処理が行われること。

**工事中** 【建設行為等】

- 建設資材等の搬入にあたっては、**過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制**を図ります。
- 工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。
- 建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ**場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出**します。

# 大気質

**工事中** 【建設行為等】

- 対象事業実施区域内の既存工作物等に石綿を含有する可能性ある建材の使用が確認されており、解体工事の実施に伴い**石綿粉塵の発生・飛散のおそれが懸念**されることから、既存工作物等の解体工事にあたっては、「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき届出を行い、**飛散等の無いよう適切な措置を講じた上で除去**していきます。
- 公園及び墓園整備事業では、これら内容を踏まえ適切な対応を図っていくため、**対象事業実施区域及びその周辺への影響はないもの**と予測します。

**供用時** 【施設の運営に伴い発生する廃棄物の発生量】

■ **一般廃棄物**

区分	発生原単位 (t/ha・年)	公園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)
公園整備事業	3.17	47.7	約151.2
墓園整備事業	6.03	13.1	約79.0
合計			<u>約230.2</u>

■ **産業廃棄物**

区分	発生原単位 (t/ha・年)	墓園面積 (ha)	廃棄物発生量 (t/年)
公園整備事業	0.59	47.7	約28.1
墓園整備事業	0.23	13.1	約3.0
合計			<u>約31.2</u>

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

- **環境保全目標** 準備書p.6.4-16  
発生する廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用等の適切な処理が行われること。

**供用時** 【施設の運営】

- 公園及び墓園内に必要に応じゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。
- **園内で発生する剪定枝や草刈り等は、資源化を図ります。**
- **発生した廃棄物は分別し、再資源化**を行います。
- 廃棄物の分別・再資源化にあたっては、分別回収施設の設置及び公園及び墓園内利用者への周知を行い、**分別・再資源化の徹底**を図ります。

- **環境保全目標** 準備書p.6.5-19  
解体時に石綿の飛散防止措置が適切になされること。

**工事中** 【建設行為等】

- 「大気汚染防止法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令等に基づき作業の届出を行い、解体時には**必要に応じて石綿等のモニタリング調査を実施**するとともに、適正に処理を行います。

**工事中** 【建設機械の稼働】

■ **二酸化窒素**

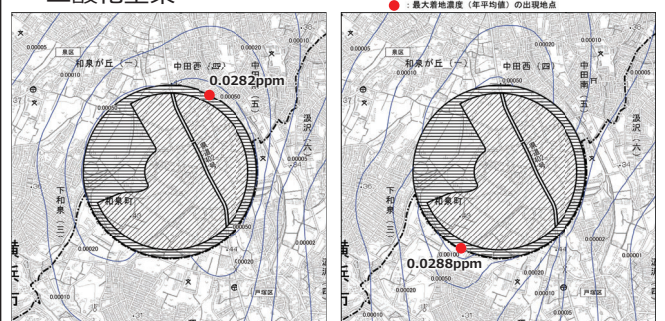


図 6.5.9 (1) 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（第1期）

図 6.5.9 (2) 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素）（第2期）

工事中【建設機械の稼働】

■ 浮遊粒子状物質

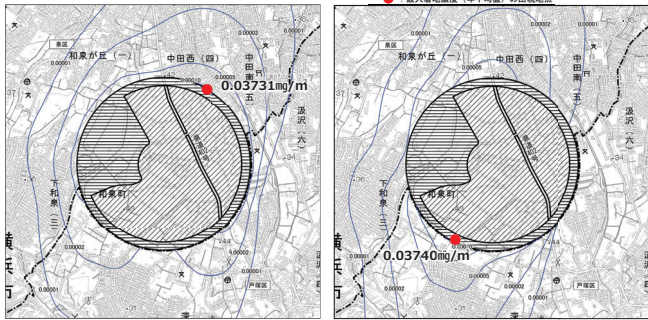


図 6.5.10 (1) 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（第1期）  
 図 6.5.10 (2) 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質）（第2期）

● 環境保全目標

準備書p.6.5-19

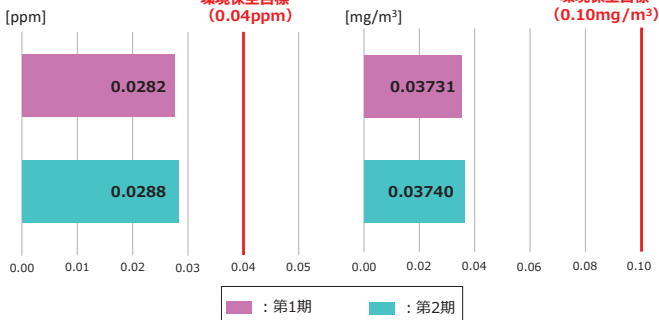
二酸化窒素：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。  
 浮遊粒子状物質：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

工事中【建設機械の稼働】

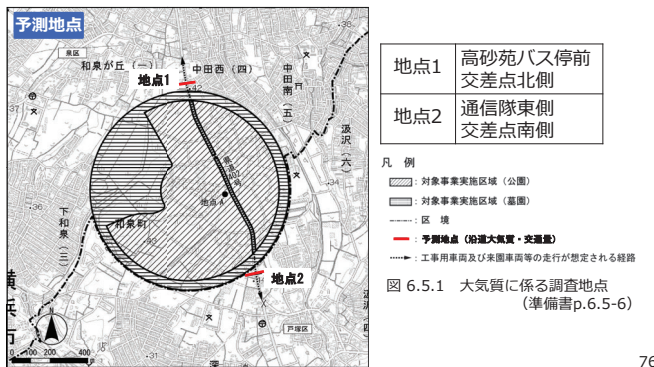
- 可能な限り**最新の排出ガス対策型建設機械を使用**します。
- 施工計画を十分に検討し、**建設機械の集中稼働を回避**します。
- 建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。
- 工事区域境界には仮囲いを設置します。

工事中【建設機械の稼働】

■ 二酸化窒素



工事中【工事用車両の走行】



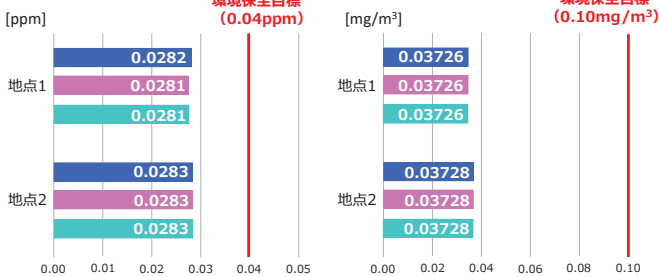
凡例

- 対象事業実施区域（公園）
- 対象事業実施区域（墓園）
- 区境
- 予測地点（沿道大気質・交通量）
- 工事用車両及び来園車両等の走行が想定される経路

図 6.5.1 大気質に係る調査地点（準備書p.6.5-6）

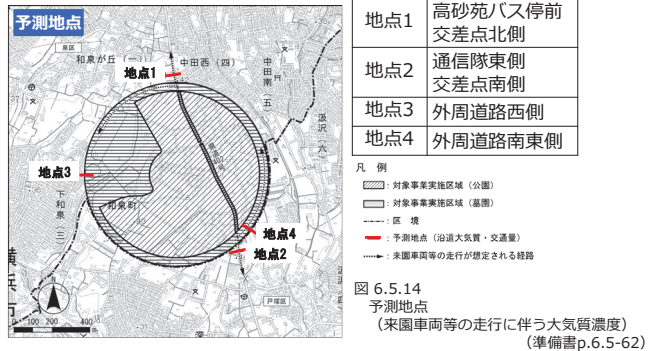
工事中【工事用車両の走行】

■ 二酸化窒素



※ 二酸化窒素は、西側・東側において日平均値の年間98%値が大きい方、浮遊粒子状物質は、西側・東側において日平均値の2%除外値が大きい方を示しています。

供用時【来園車両等の走行】



凡例

- 対象事業実施区域（公園）
- 対象事業実施区域（墓園）
- 区境
- 予測地点（沿道大気質・交通量）
- 来園車両等の走行が想定される経路

図 6.5.14 予測地点（来園車両等の走行に伴う大気質濃度）（準備書p.6.5-62）

● 環境保全目標

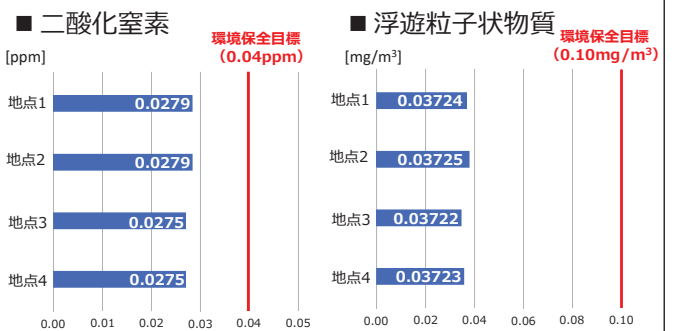
準備書p.6.5-19

二酸化窒素：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。  
 浮遊粒子状物質：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

工事中【工事用車両の走行】

- **極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用**します。
- 工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。
- 工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。

供用時【来園車両等の走行】



※ 二酸化窒素は、西側・東側において日平均値の年間98%値が大きい方、浮遊粒子状物質は、西側・東側において日平均値の2%除外値が大きい方を示しています。

●環境保全目標 準備書p.6.5-19

二酸化窒素：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。  
 浮遊粒子状物質：周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、日平均値の年間2%値が0.10mg/mを超えないこと。

供用時【来園車両等の走行】

- 従業員は公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。
- **マイカー以外の交通手段の利用促進**のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場の適切な規模・配置等について検討します。

工事中・供用時【建設行為等・施設が存在・土地利用の変化】

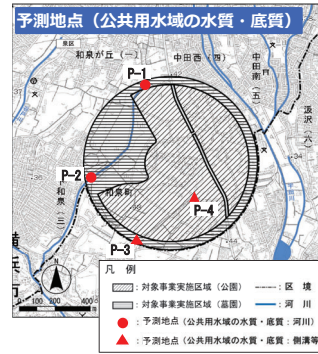


図6.6.1 公共用水域の水質・底質の状況調査地点位置図（準備書p.6.6-5）

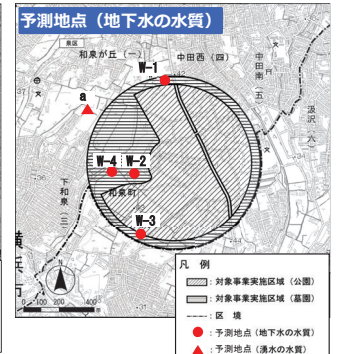


図6.6.2 地下水の水質の状況調査地点位置図（準備書p.6.6-6）

## 水質・底質

工事中【建設行為等】

- 造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。
- 基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園を整備します。掘削や土壌の搬出を行う際は**汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置**を行います。
- 雨水調整池の設置工事では帯水層も含め掘削を行います。工事中は遮水性の高い土留壁を設置予定であることから、地下水の漏出はないものと考えられます。
- 工事排水については、必要に応じて処理施設により適切に処理し、周辺の公共下水道に排出する計画としているため、**河川及び地下水への流入は無いもの**と考えられます。
- 以上より、河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはないと予測します。

●環境保全目標 準備書p.6.6-33

河川の水質及び底質、湧水の水質、地下水の水質において、水質汚濁に関する有害物質が増加しないこと。

工事中【建設行為等】

- 有害物質の発生源と思われる土壌の措置にあたっては、土壌汚染対策法や横浜市条例に則った**適切な手法で処理**します。
- 工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し、適切な地点を選定し、水質・底質のモニタリング調査を実施します。
- モニタリングの調査箇所数及び頻度等は、必要に応じて、工事の進捗状況等に合わせて、適切になるよう見直します。

●環境保全目標 準備書p.6.6-33

公園の利用用途に応じた水質が確保されること。

供用時【施設が存在・土地利用の変化】

- 緑地の整備等により、地下水の涵養に配慮します。
- 河川の水質、湧水の水質、地下水の水質については、適切なモニタリング調査を継続します。

供用時【施設が存在・土地利用の変化】

- 公園及び墓園整備事業では、河川水・地下水の利用、揚水は行わず、また**下水も公共下水道を利用**するため、有害物質の漏洩はないと考えられます。
- 産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から圧密沈下が発生する可能性は少ないため、**圧力による有害物質の漏洩も無いもの**と考えられます。
- 以上のことから、施設が存在・土地利用の変化に伴う河川の水質、湧水の水質、地下水の水質への影響は回避できるものと予測します。

## 土壌

**工事中**【建設行為等】

- 基準不適合地点、産業廃棄物最終処分場跡地地上部には、建物は配置を行わない計画です。造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では**覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません**。
- 基準不適合地点では、多くの区画で盛土工事が行われ、覆土のうえ公園が整備されるため、汚染土壌の拡散は生じません。一部の区画において掘削や土壌の搬出を行う際は**汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置**を行います。
- 雨水調整池の設置工事では掘削を行います。施工箇所は産業廃棄物最終処分場跡地外かつ基準不適合地点外であり、汚染土壌の拡散は生じません。
- 以上のことから、工事の実施による汚染物質の拡散は回避されるため、汚染土壌は拡散しないと予測します

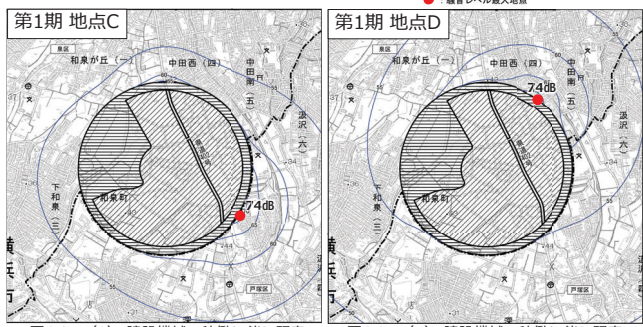
● **環境保全目標** 準備書p.6.7-16

土壌中の汚染物質の拡散が適切に防止されていること。

**工事中**【建設行為等】

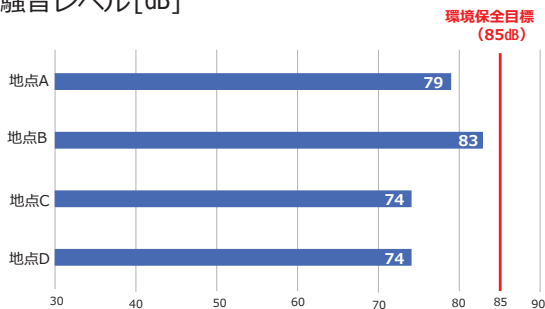
- 基準不適合地点や**産業廃棄物最終処分場跡地地上部への建物配置を行わない計画**とします。
- 産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が50cm以下となるような工事は行いません。
- 基準不適合地点に対し掘削や土壌の搬出を行う際は、**汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置**（汚染土壌の搬出の際にはダンブトラック荷台にシートによる養生を行う等）を行います。

**工事中**【建設機械の稼働】

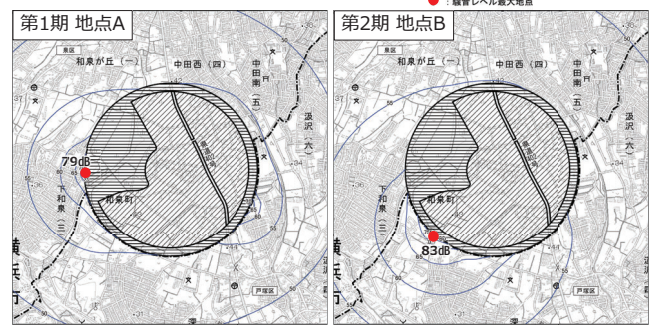


**工事中**【建設機械の稼働】

■ 騒音レベル[dB]



**工事中**【建設機械の稼働】



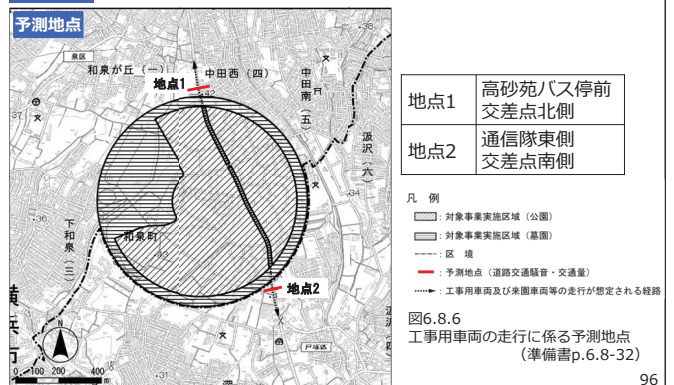
● **環境保全目標** 準備書p.6.8-14

騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85dB以下とすること。

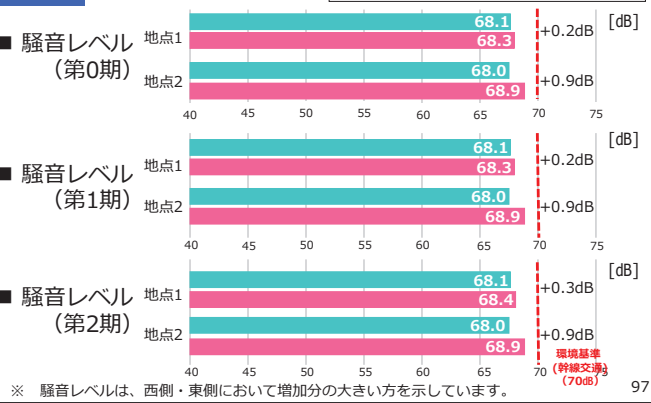
**工事中**【建設機械の稼働】

- 可能な限り**最新の低騒音型建設機械を使用**します。
- 工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の建設機械の効率的稼働に努めます。
- 工事関係者に対し、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷をしない等の指導・教育を徹底します。
- 工事区域境界には**防音シートを設置**します。

**工事中**【工事用車両の走行】



工事中【工事用車両の走行】



● 環境保全目標

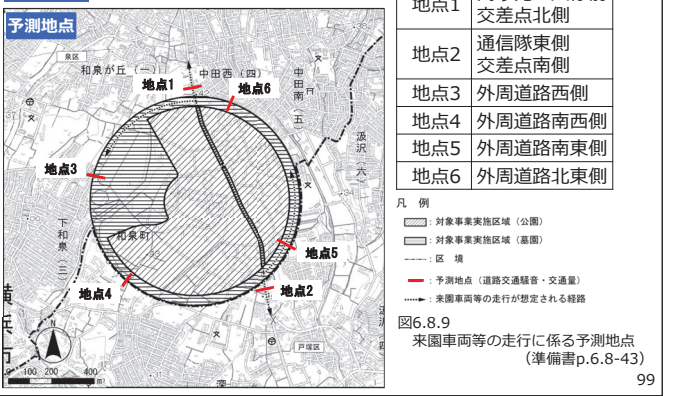
準備書p.6.8-14

現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

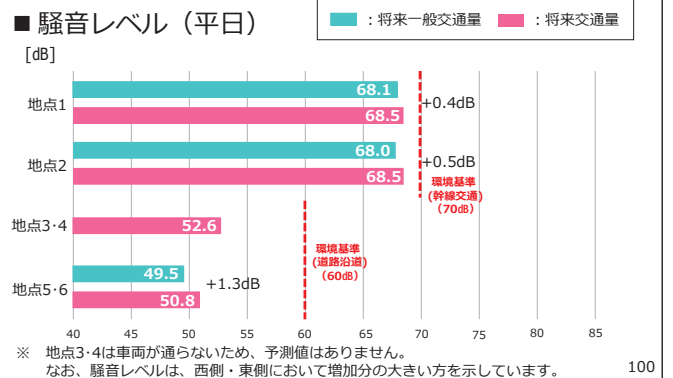
工事中【工事用車両の走行】

- 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行います。
- 工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。
- 正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。

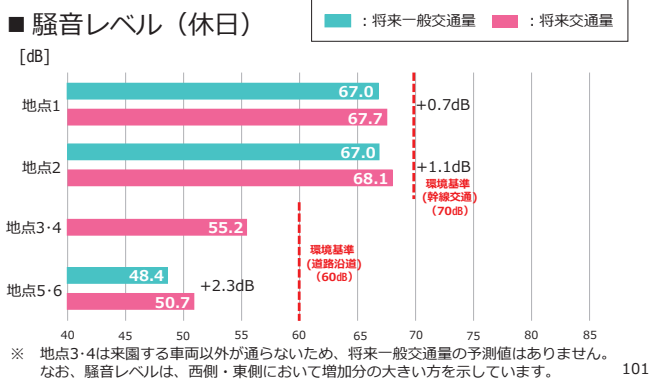
供用時【来園車両等の走行】



供用時【来園車両等の走行】



供用時【来園車両等の走行】



● 環境保全目標

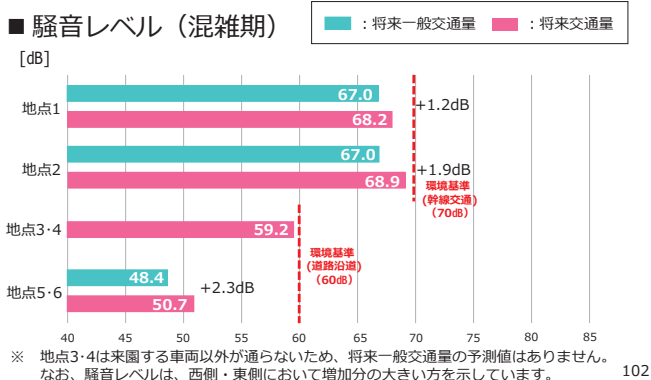
準備書p.6.8-14

現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

供用時【来園車両等の走行】

- 従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り公共交通機関の利用を推奨していきます。
- 施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。
- 荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。

供用時【来園車両等の走行】



振動

工事中【建設機械の稼働】

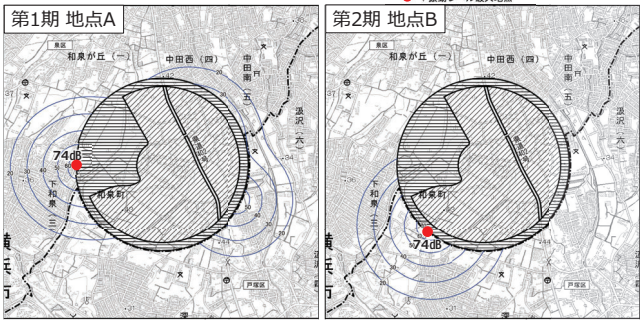
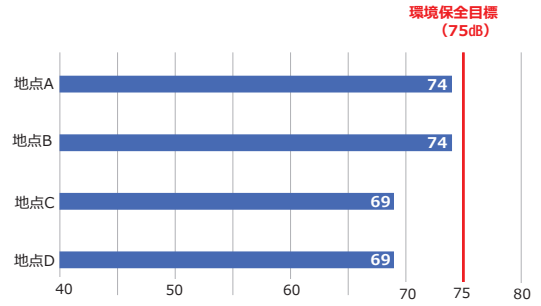


図6.9.4 (1) 建設機械の稼働に伴う振動 予測結果 (第1期 地点A) 105

工事中【建設機械の稼働】

■ 振動レベル [dB]



工事中【建設機械の稼働】

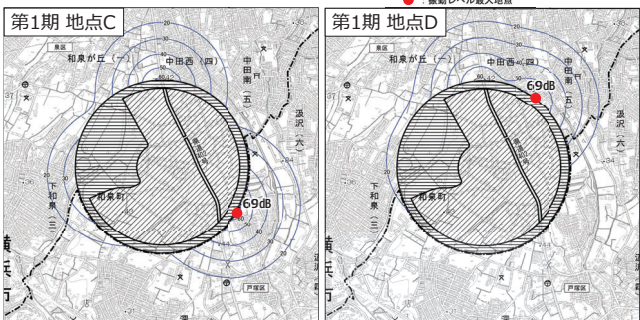


図6.9.4 (3) 建設機械の稼働に伴う振動 予測結果 (第1期 地点C) 106

● **環境保全目標** 準備書p.6.9-13  
振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75dB以下とすること。

工事中【建設機械の稼働】

- 可能な限り**最新の低振動型建設機械を使用**します。
- 工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避する等の**建設機械の効率的稼働**に努めます。
- 正常な運転を実施できるよう建設機械の整備・点検を徹底します。また、工事内容に合わせた建設機械を設定し、建設機械に無理な負荷をかけないようにします。

工事中【工事用車両の走行】

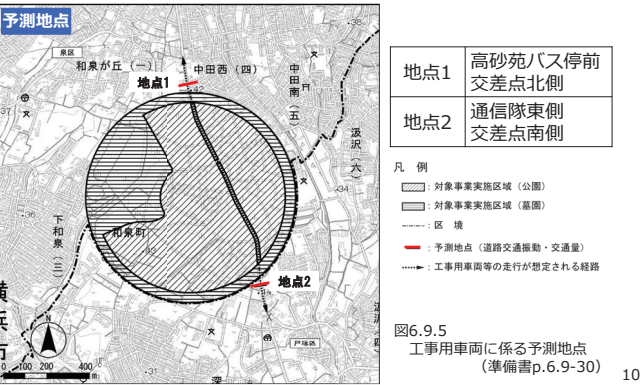


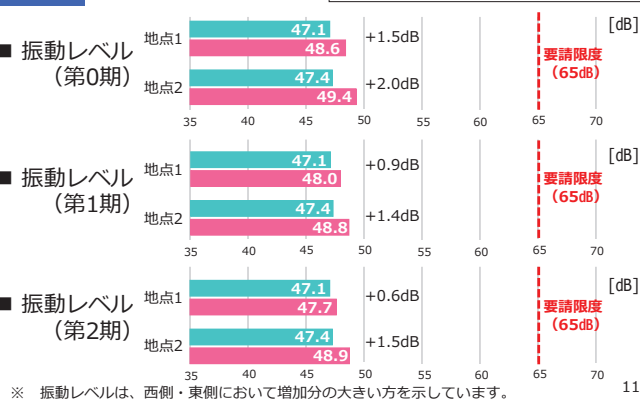
図6.9.5 工事用車両に係る予測地点 (準備書p.6.9-30) 109

● **環境保全目標** 準備書p.6.9-13  
現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

工事中【工事用車両の走行】

- 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、**計画的な運行管理**を行います。
- 工事関係者に対して、工事用車両に過積載をしないよう、また、アイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等の**エコドライブ**に関する指導・教育を徹底します。
- 正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。

工事中【工事用車両の走行】



供用時【来園車両等の走行】

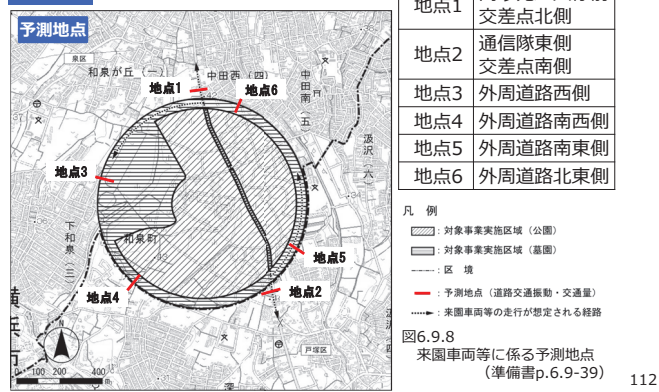
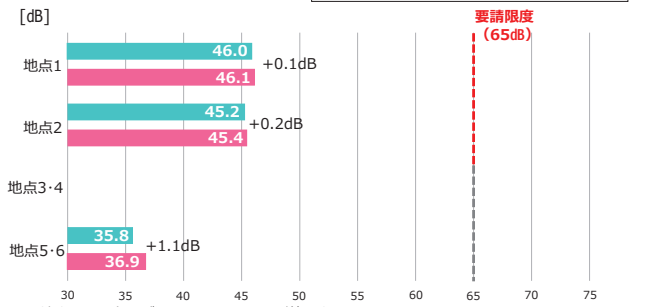


図6.9.8 来園車両等に係る予測地点 (準備書p.6.9-39) 112

供用時【来園車両等の走行】

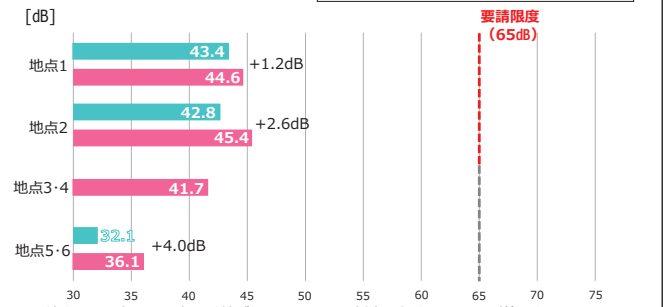
■ 振動レベル（平日）



※ 地点3・4は車両が通らないため、予測値はありません。  
 なお、振動レベルは、西側・東側において増加分の大きい方を示しています。 113

供用時【来園車両等の走行】

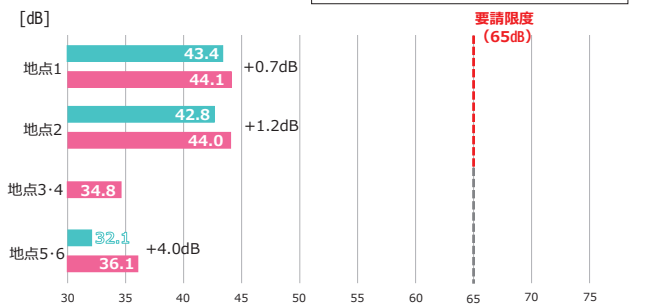
■ 振動レベル（混雑期）



※ 地点3・4は来園する車両以外が通らないため、将来一般交通量の予測値はありません。  
 なお、振動レベルは、西側・東側において増加分の大きい方を示しています。 115

供用時【来園車両等の走行】

■ 振動レベル（休日）



※ 地点3・4は来園する車両以外が通らないため、将来一般交通量の予測値はありません。  
 なお、振動レベルは、西側・東側において増加分の大きい方を示しています。 114

● 環境保全目標

準備書p.6.9-13

現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

供用時【来園車両等の走行】

- 従業員に対しては、通勤時や業務の移動等において、可能な限り**公共交通機関の利用**を推奨していきます。
- 施設利用者に対しては、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で**公共交通機関の利用**を呼びかけ、自動車利用の抑制に努めます。
- 荷捌き車両には過積載をしないよう、また、協力会社や従業員等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。

地盤

● 環境保全目標

準備書p.6.10-15

建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。

工事中【建設行為等】

- 工事着手前から地下水位及び地表面の状況の継続的な**モニタリング**を行い、**工事による影響を常に把握しながら適切な施工管理**を行います。

工事中【建設行為等】

- 切土工事、雨水調整池の設置工事及び公園橋の杭基礎工事による水の流れの遮断及び地下水の漏出はなく、地下水への影響はほぼ無いものと考えられます。このことから、**工事による地下水位への影響は少なく、地盤沈下は生じない**と考えられます。
- 一部の区画では盛土工を実施する予定ですが、地質の状況から**圧密沈下が発生する可能性は少ない**ものと考えられます。
- 以上のことから、工事の実施に伴う**地盤の変化は回避できる**ものと予測します。

供用時【施設の存在・土地利用の変化】

- **雨水調整池は地下水の流れを遮断する程の規模ではなく、また公園橋の基礎杭による地下水への影響はほぼ無いもの**と考えられます。
- 公園及び墓園整備事業では**地下水位の低下を招くような地下水の利用・揚水は行いません**。このことから、産業廃棄物最終処分場跡地において、地下水位への影響は少なく、**地盤沈下は生じない**と考えられます。
- 産業廃棄物最終処分場跡地において、上部に建物は建築せず、また一部の区画では盛土を造成する予定ですが、地質の状況から**圧密沈下が発生する可能性は少ない**ものと考えられます。
- 以上のことから、施設の存在・土地利用の変化に伴う**地盤の変化は回避できる**ものと予測します。

- **環境保全目標** 準備書p.6.10-15  
施設の存在・土地利用の変化に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと。

**供用時**【施設の存在・土地利用の変化】

- 地下水位及び地表面の状況の継続的な**モニタリング**を行います。

**工事中**【建設行為等】

- 造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では**覆土厚が50cm以下となるような工事は行わない**ため、**悪臭は発生しない**と予測します。

# 悪臭

- **環境保全目標** 準備書p.6.11-11  
産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。

**工事中**【建設行為等】

- 工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、**モニタリングを実施**します。

**供用時**【施設の存在・土地利用の変化】

- 供用時に**産業廃棄物最終処分場跡地の地上部の形状の変化はなく悪臭は発生しない**と予測します。

# 安全

- **環境保全目標** 準備書p.6.11-11  
産業廃棄物最終処分場跡地があることによる悪臭について、市民が日常生活に不快を感じない程度であること。

**供用時**【施設の存在・土地利用の変化】

- 公園及び墓園整備事業では供用時の**産業廃棄物最終処分場跡地の形状の変化が無いようにします**。

**工事中**【建設行為等】

- 火災・爆発において、造成における切土工事は、産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行いません。また、産業廃棄物最終処分場跡地上部には建物の建設は行わないため、**閉鎖した空間とはならない計画となることから、地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気されるもの**と予測します。
- 有害物漏洩において、地下水位は安定しており、降水により変動する程度であり、一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「水質・底質」と同様に**地下水への有害物質の漏出はないもの**と考えられることから、**地下水の水質に影響を与える物質の濃度は大きく変化することはない**と予測します。

●環境保全目標

準備書p.6.12-11

火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。

【工事中】【建設行為等】

- 産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことから、**有害物質の拡散を抑制**します。
- 工事の進捗に合わせ、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」や「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に準拠し適切な地点を選定し、地下水位、地下水質の**モニタリングを実施**します。

●環境保全目標

準備書p.6.12-11

火災・爆発及び有害物漏洩に係る安全が確保されていること。

【供用時】【施設の存在・土地利用の変化】

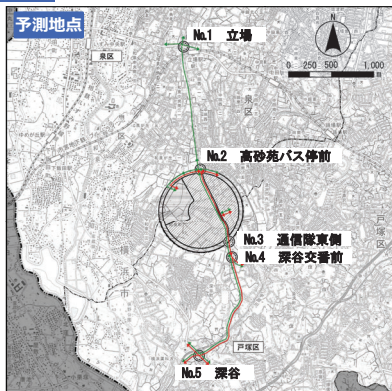
- 産業廃棄物最終処分場跡地では覆土厚が 50cm 以下となるような工事は行わないことから、**有害物質の拡散を抑制**します。
- 公園及び墓園整備事業では、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の地上部は、覆土を保全するため、**ガスの放出抑制を行います**。

【供用時】【施設の存在・土地利用の変化】

- 火災・爆発において、産業廃棄物最終処分場跡地上部では、建物は建設されないため、**閉鎖した空間とはならない計画**となることから、**地上部では可燃性ガスは希釈され、空気は拡散、換気される**ものと予測します。
- 有害物漏洩において、地下水位は安定しており降水により変動する程度であり一部は廃棄物層を通過していると考えられますが、地下水質は「水質・底質」と同様に**圧力による有害物質の漏洩は無い**と考えられ、**地下水の水質への影響は回避できる**ものと予測します。

地域社会

【工事中】【工事用車両の走行】



【工事中】【工事用車両の走行】

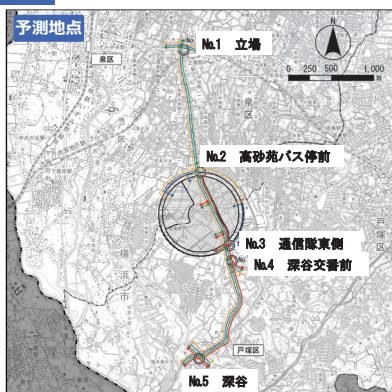
【交通混雑】

- 工事中第0期、第1期、第2期の交差点需要率は、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、**交通処理は可能**であると予測します。
- 車線混雑度は、以下の一部の車線が1.0を上回る結果となっており、**渋滞の発生が懸念**されます。
  - ・第0期：No.1（最大 1.146）、No.5（最大 1.074）
  - ・第1期：No.1（最大 1.165）、No.5（最大 1.074）
  - ・第2期：No.1（最大 1.049）、No.5（最大 1.074）

【歩行者・自転車の安全】

- 工事用車両の走行に際し、**工事用車両出入口や仮設経路出入口に誘導員を配置**することにより、歩行者・自転車の安全が確保されるものと予測します。

【工事中】【工事用車両の走行】



●環境保全目標

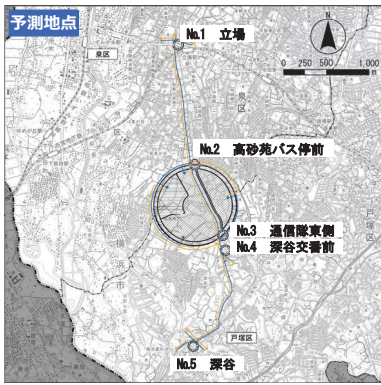
準備書p.6.13-36

交通混雑：周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。  
交通安全：歩行者等の安全な通行が確保されること。

【工事中】【工事用車両の走行】

- 工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう、**計画的な運行管理**に努めます。
- 工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。
- 周辺に中学校等があることに留意して、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分にを行い、**規制速度、走行ルート**の厳守を徹底します。

供用時 【来園車両等の走行】



凡例  
 □: 対象事業実施区域 (公園)  
 □: 対象事業実施区域 (墓園)  
 ---: 市境  
 ---: 区境  
 ○: 自動車交通量予測地点  
 ○: 歩行者交通量予測地点  
 →: 来園車両ルート (来園)  
 →: 来園車両ルート (送園)  
 図 6.13.1 (3)  
 交通量予測地点  
 供用時  
 (準備書p.6.13-8)

供用時 【来園車両等の走行】

【歩行者・自転車の安全】

- 外周道路は、車道と共に、沿道利用者の利便性を確保するため、**歩道と自転車道を配置**します。**車道と自転車道の間には、副道を設置**することを検討しています。
- **来園車両の駐車場出口に出庫灯を設置し歩行者等への注意喚起を図る**ことにより、歩行者・自転車の安全は確保されるものと予測します。

供用時 【来園車両等の走行】

【交通混雑】

- 平日、休日の交差点需要率は、いずれの交差点においても限界需要率を下回っており、**交通処理は可能**であると考えます。
- 混雑期の交差点需要率は、No.4（深谷交番前）で1.076と、限界需要率0.867を上回っており、**渋滞の発生が懸念**されます。
- 車線混雑度は、以下の一部の車線が1.0を上回る結果となっており、**渋滞の発生が懸念**されます。
  - ・ 平日：No.1（最大 1.076）、No.2（最大 1.103）、No.3（最大 1.029）、No.5（最大 1.074）
  - ・ 休日：No.1（最大 1.040）、No.2（最大 1.247）、No.3（最大 1.174）
  - ・ 混雑期：No.1（最大 1.439）、No.2（最大 2.061）、No.3（最大 1.402）、No.4（最大 1.248）、No.5（最大 1.076）

● 環境保全目標 準備書p.6.13-36

交通混雑：周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。  
 交通安全：歩行者等の安全な通行が確保されること。

供用時 【来園車両等の走行】

- 施設利用者には、施設供用後に開設するホームページや案内看板、パンフレット等で**公共交通機関の利用を呼びかけ**、対象事業実施区域周辺への自動車交通の集中の低減に努めます。
- イベント等開催時等来園車両の増加が想定される場合は、必要に応じて臨時駐車スペースを確保します。
- **駐車場出口に出庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。**
- 駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。

景観

供用時 【施設の存在・土地利用の変化】

- 主要な眺望点からの景観の変化については、眺望地点から施設等を眺望することができますが、**景観構成要素の一部として認識される等で、周辺景観との調和は保たれるものと予測**します。

地点15 汲沢畑田公園（準備書p.6.14-24）

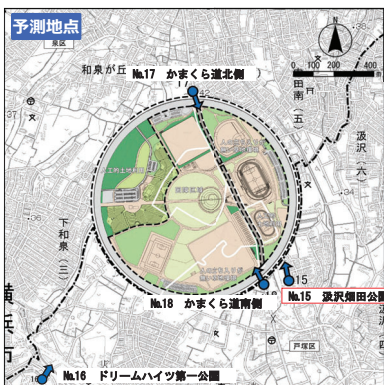
現況



供用時



供用時 【施設の存在・土地利用の変化】



凡例  
 □: 対象事業実施区域  
 ---: 区境  
 ●: 予測地点 (主要な眺望地点)  
 →: 撮影方向 (主要な眺望地点)  
 □: 景観区  
 図 6.14.3  
 予測地点 (主要な眺望地点)  
 (準備書p.6.14-20)

供用時 【施設の存在・土地利用の変化】



凡例  
 □: 対象事業実施区域  
 ---: 区境  
 ●: 予測地点 (園境景観)  
 →: 撮影方向 (園境景観)  
 ●: パノラマ写真の撮影範囲  
 □: 景観区  
 図 6.14.4  
 園境景観の予測地点  
 (準備書p.6.14-22)

**供用時**【施設の存在・土地利用の変化】

- 圍繞景観の変化について、**場の状態及び眺めは全ての景観区で変化する**と予測します。利用の状況は現況では地域住民に利用されていますが、**供用後は公園及び墓園の来園者に広く利用されることが想定**されます。
- 圍繞景観の価値は、**自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はない**と予測します。**視認性は低下、向上する地点があり、利用性、親近性は向上する地点があります。**

地点22  
中央広場②  
(準備書  
p.6.14-34)



● **環境保全目標** 準備書p.6.14-17

周辺景観との調和を著しく損なわないこと。

**供用時**【施設の存在・土地利用の変化】

- 樹林では、郷土種を主体とした**生物多様性向上に貢献する植栽計画**を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、**立体的な階層となるよう多様な環境の創出**を図ります。
- 公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。
- 富士山の眺望に配慮して、**魅力的で個性的な景観**を目指します。

**工事中**【工事用車両の走行】

【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の程度】

- 公園及び墓園整備事業は、**全面造成を基本**としており、工事期間中は現在の触れ合い活動の場の機能は一時的に消失しますが、施工期間を3分割して段階的な整備を行い、完成した場所から順次部分供用する計画であり、**全体としての利用停止を回避するため、利用に著しい支障が生じることはない**と予測します。

【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】

- 触れ合い活動の場への経路は、工事中は通行が困難になりますが、可能な限り利用者の通行の利便性を確保します。
- 県道402号（阿久和鎌倉）の一部の区間は改変を行う予定であり、**触れ合い活動の場の経路に変化が生じる可能性**があると予測します。

● **環境保全目標** 準備書6.15-15

触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。

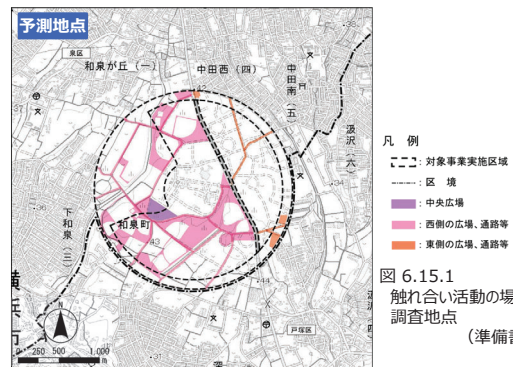
**工事中**【工事用車両の走行】

- **工事の内容、作業時間、アクセス経路等**について、**可能な限り早期に周知**を行います。
- 工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、**一般通行者、一般通行車両の安全管理や通行の円滑化**に努めます。
- 工事区域境界には仮囲いを設置します。
- 工事中は対象事業実施区域内に迂回路を設定して歩行者の動線に配慮します。

**触れ合い活動の場**

**工事中・供用時**

【工事用車両の走行、施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行】



凡例  
 対象事業実施区域  
 区境  
 中央広場  
 西側の広場、通路等  
 東側の広場、通路等

図 6.15.1  
触れ合い活動の場に係る調査地点

(準備書p.6.15-8)

**供用時**【施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行】

【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度及び利用状況の程度】

- 現在の**触れ合い活動の場は全て消失**しますが、**新たな触れ合い活動の場が創出**されるものと予測します。
- 木陰の創出等来園者の活動に配慮した植栽づくりや、草地保護区等の自然的空間の創出を通じて、現況の利用形態に加えて、**自然観察等の活動も期待**されるものと予測します。

【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】

- **公園橋の設置、外周道路及び駐車場の整備、高砂苑バス停前交差点、通信隊東側交差点も再整備**を予定しています。
- 公園及び墓園整備事業の実施により、現在の触れ合い活動の場への経路は一部改変を行う計画ですが、**利用者の安全性や利便性の向上が図られる**ものと予測します。

● **環境保全目標** 準備書6.15-15

触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさないこと。

**供用時**【施設の存在・土地利用の変化、来園車両等の走行】

- 改変する広場や通路等は、現況の利用状況及び経路を考慮した計画とするほか、県道402号（阿久和鎌倉）や外周道路からの経路を考慮した計画とします。
- 樹林では、郷土種を主体とした**生物多様性向上に貢献する植栽計画**を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。
- 駐車場出口に庫灯を設置する等、歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図るほか、駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。

## 5. 事後調査

153

### 事後調査 事後調査項目

準備書p.8-7~p.8-8

#### ■ 供用時

評価項目	細目	調査項目
生物多様性	動物	・ 動物の状況 ・ 生態系の状況 ・ 環境の保全のための措置の実施状況
	生態系	
水循環	地下水水位及び湧水の流量	・ 地下水の状況
	河川の形態、流量	・ 河川の流量
地域社会	交通混雑	・ 建物供用後の関連車両台数

※ 事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境の保全のための措置の実施状況を確認し、報告します。

155

### 事後調査 事後調査項目

準備書p.8-7~p.8-8

#### ■ 工事中

評価項目	細目	調査項目
生物多様性	動物	・ 移設により保全措置を講ずる注目すべき動物の生息状況
	植物	・ 移植により保全措置を講ずる注目すべき植物の生育状況
	生態系	・ 播種により保全措置を講ずるチガヤ群落の生育状況
地域社会	交通混雑	・ 工事用車両の運行台数

※ 事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境の保全のための措置の実施状況を確認し、報告します。

154

## 6. 対象地域

156

### 対象地域

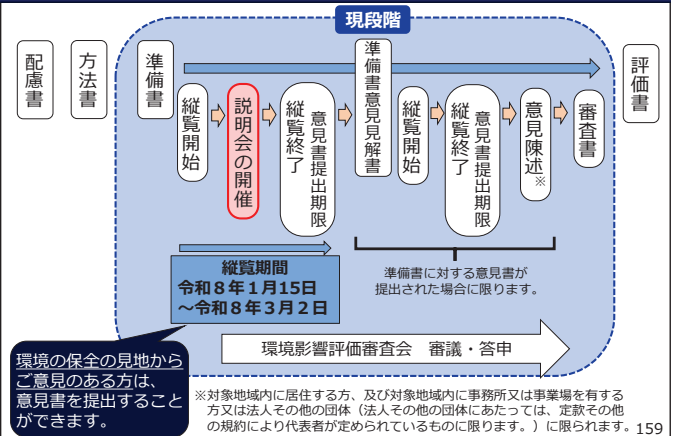
準備書p.9-1~9-2

区名	対象町丁名
戸塚区	深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目
泉区	和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目

図 9.1 対象地域 (準備書p.9-2)

157

### 準備書の縦覧、閲覧および意見書の提出について



### 準備書の縦覧、閲覧について

#### 縦覧

#### 期 間

令和8年1月15日（木）から  
令和8年3月2日（月）まで  
（土・日・祝日・休日を除く）

#### 場 所

- ①みどり環境局環境保全部環境影響評価課
- ②泉区 区政推進課 企画調整係
- ③戸塚区 区政推進課 企画調整係

#### 時 間

午前8時45分～午後5時（①は午後5時15分まで）

158

160

## 7. 縦覧及び意見書の提出について

## 準備書の縦覧、閲覧について

### 閲覧

#### 期 間

縦覧開始日以降、下記図書館において準備が整い次第閲覧することができます。

#### 場 所

- ①中央図書館
- ②泉図書館
- ③戸塚図書館

### 市ホームページでの公開

「横浜市 環境アセスメントのホームページ」をご覧ください。

161

## 意見書の提出について

### 提出期限

令和8年1月15日（木）から  
令和8年3月2日（月）まで  
（窓口への持参は、土・日・祝日・休日を除く）

162

## 意見書の提出について

**提出方法** ①または②の方法で提出してください。

- ①意見書用紙※にご記入の上、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）

#### 提出先

・みどり環境局 環境保全部 環境影響評価課  
（〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10 市役所27階）

※意見書の提出は、書面による提出（意見書の用紙、任意の用紙）又は電子申請により行うことができます。意見書用紙は、横浜市 環境アセスメントのホームページからダウンロードしていただくか、縦覧場所で入手してください。任意の用紙で提出する際は、提出者の住所、氏名及び電話番号並びに都市計画対象事業の名称（（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業）を記載してください。

- ②横浜市 環境アセスメントのホームページから電子申請で提出

163

ご清聴ありがとうございました

164